

官報

昭和五十八年十一月十八日

○第百回参議院會議録第八号

昭和五十八年十一月十八日(金曜日)

午後三時四十一分開議

○議事日程 第七号

昭和五十八年十一月十八日
午後二時 本會議

第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法案の一部を改正する等の法律案、総務府設置法案の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

一、故元議員古池信三君に対し弔詞贈呈の件
一、故元本院議長河野謙三君に対し弔詞贈呈の件

一、政治倫理に関する協議会の設置に関する報告

一、日程第一
一、議員辞職の件

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。さきに院議をもつて永年在職議員として表彰さ

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号

れました元議員古池信三君は、去る十月七日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえませんでした。
同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。
ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに法務委員長算算委員長の要職に就かれた國務大臣としての重任にあたられました元議員正三位勲一等古池信三君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(木村睦男君) 元本院議長河野謙三君は、去る十月十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。
ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はさきに参議院議長として憲政の発展につとめられまた特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられました從二位勲一等河野謙三君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(木村睦男君) 議院運営委員長から、政治倫理に関する協議会の設置に関し、発言を求められております。この際、発言を許します。議院運営委員長遠藤要君。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 政治倫理に関する協議会の設置について御報告申し上げます。
皆様御承知のとおり、国会運営正常化のため、木村本院議長は福田衆議院議長と協議の上、各党党首の方々とお話し合いを進められました。その結果に基づきまして、両院議長として、各会派に對し「速やかに両院に政治倫理確立のための具体策を講ずる機關を設けるべきである」との御提案がございました。

この要請を受けまして、本院では、議院運営委員長から議院運営委員會議事会に提示しました試案を各会派の検討にゆだねていたところでございますが、このたび大方の会派の代表者から議長に對し、この試案により政治倫理に関する協議会を設置されたいとの申し出がございました。

これを受けて、議長から改めて議院運営委員會議事会に對し検討の依頼がございました。同委員會議事会に對し最終的な合意が得られました。本日の同委員會議事会において、政治倫理に関する協議会の設置要綱が決定され、直ちに同協議会が設置された次第でございます。

政治倫理協議会設置要綱の要旨は、議長の管掌のもとに、政治倫理確立のための具体策につき調査検討することを目的とする政治倫理協議会を設置すること。同協議会の協議員は二十名以内とし、議院運営委員會議事会の協議に基づき議長が委嘱すること。同協議会においてその意見を決定するに当たっては全会一致となるように努め、またその結果が議長に報告されたときは、議長はこれを各会派代表者懇談会に諮って適切な措置をとるものとするのであります。

なお、議院運営委員会における政治倫理協議会

の設置に際しましては、議院運営委員長から、同協議会の設置が、提出されておりました二つの決議案に関する問題について、また今後そういった種類の要求を拘束するものではないと申し上げたということとを皆様方に申し添えておきたいと思ひます。右のような点で、この二つの決議案に對してもこの協議会が隠れみのかのときささやきもございませうけれども、そのようなことではございせんことを改めて申し添えておきたいと思ひます。

さような点で、以上報告申し上げ、同協議会が所期の成果を上げられますように、各位の御協力を心からお願ひいたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法案の一部を改正する等の法律案、総務府設置法案の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(趣旨説明)
六案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。齋藤國務大臣。

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法案等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに国家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

行政改革の推進は、政府の当面する最重要課題であります。政府としては従来から行政機構の簡素効率化に努めてきたところでありますが、最近における行政をめぐる内外の厳しい諸情勢のもと

故元議員古池信三君に對し弔詞贈呈の件、故元本院議長河野謙三君に對し弔詞贈呈の件、政治倫理に関する報告、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法案の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号

で、行政機構の膨脹や行政運営の固定化を防止し、その二層の簡素効率化を継続的に促進する必要がある。

このため、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第三次答申に沿って、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、あわせて行政機関の組織の基準をさらに明確にすることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、府、省等の組織と所掌事務の範囲は現行どおり法律で定めるといふ原則は維持しながら、府、省等に配分された行政事務を所掌する官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲については政令で定めるとしてあります。

第二に、府、省、委員会及び庁には、法律または政令の定めるところにより、審議会等及び施設等機関を置くことができるものとし、また、特に必要がある場合には、法律の定めるところにより特別の機関を置くことができるものとしてあります。

第三に、庁次長、官房長及び局、部または委員会の事務局に置かれる次長並びに大臣庁以外の庁に置かれる総括整理職の設置は政令で定めるとしてあります。

第四に、政府は、少なくとも毎年一回の行政機関の組織の一覧表を官報で公示するものとしてあります。

第五に、当分の間、府、省及び大臣庁の官房及び局の総数の最高限度は、百二十八とすることとしてあります。

なお、以上のほか、その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして次のとおり修正が行われております。

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素化及び整理に関する法律案(総務府設置法、総務府設置法)

九四

その第一は、政府は、この法律により政令で設置することとされた組織等につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならないこととする。

第二は、政府は、これら組織並びに省庁内部部局の官房及び局について、この法律に定める最高限度につき、この法律の施行の日から五年を経過した後、速やかに総合的検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家行政組織法について、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織編成の弾力性を高めるとともに、あわせてその基準を一層明確にするための改正を行うことに伴い、各省庁設置法等関係法律二百三件につき必要な整理等を行うものとしてあります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を、昭和五十九年七月一日と定めることとしてあります。

第二に、各省庁設置法等の改正であります。その一は、新たに各省庁全体の所掌事務の規定を設けるとともに、官房、局及び部の規定を削ることとしてあります。

その二は、庁次長、局、部の次長、国務大臣を長とし、ないに置かれる総括整理職等、政令で定めることとされた職の規定を削ることとしてあります。

その三は、附属機関その他の機関を審議会等、施設等機関及び特別の機関に区分し、審議会等及び施設等機関について法律で定めることを要しないものについて、その規定を削ることとしてあります。

その四は、地方支分部局のうち、ブロック単位に設置された機関等の個別の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で規定することとし、これらについての規定を削ることとしてあります。

以上ほか、各省庁設置法等について所要の規定の整備を図ることとしてあります。

第三に、各省庁設置法等の改正に関する諸法律について所要の改正を行うこととしてあります。

なお、総務府設置法及び行政管理局設置法等については、別に提出している総務府設置法案及び総務府設置法の一部を改正する等の法律案において本法案と同じく整理等を行うこととしてあります。

次に、総務府設置法案につきまして申し上げます。

この法律案は、最近における行政需要の変化に即応し、総合的かつ効率的な行政の推進を図るため、臨時行政調査会の答申の基本的方向に沿って、総務府本府及び行政管理局の組織と機能を統合再編成し、総務府の外局として総務庁を設置しようとするものであります。

総務府は、各種総合調整機能の相互補完関係をより緊密なものとするという基本的考え方に基づき、行政機関の人事、機構、定員及び運営の総合調整機能と行政監察機能の総合的運用を図るとともに、青少年対策等の特定の行政施策の総合調整機能をあわせ有するものとし、政府における全体としての総合調整機能の活性化と総合的発揮を図ることとしてあります。

さらに、統計の重要性にかんがみ、総務府及び行政管理局の統計行政機構を統合再編して、統計行政における中核的機能を確立するとともに、恩給に関する事務を含めて、これらを一体的に遂行することとしてあります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、総務府の所掌事務及び権限についてで

あります。

総務府は、まず、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等の総合調整等人事行政に関する事務、行政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整等組織・定員管理に関する事務、各行政機関の業務についての監察に関する事務を行うこととしてあります。

また、恩給を受ける権利の裁定等恩給に関する事務のほか、統計制度の基本的事項に関する企画その他統計に関する総合調整及び国勢調査その他の基幹的統計調査の実施等統計に関する事務を行うこととしてあります。

以上のほか、交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方対策など特定の行政分野における事務の総合調整等を行うこととしてあります。

第二に、総務府の長は、総務府長官とし、国務大臣をもって充てるとしてあります。総務府長官は、所掌事務に関し、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、また、随時、内閣総理大臣または関係各行政機関の長に対し意見を述べることができるとしてあります。さらに、総務府長官は、監察を行うため必要な範囲において各行政機関の業務について実地に調査することができるとし、また、行政監察の機能と効果を確保するための権限を行使できるとしてあります。

第三に、総務府に、公務員制度審議会を置くほか、特別の機関として、青少年対策本部及び北方対策本部を置き、その長にはそれぞれ総務府長官たる国務大臣をもって充てるとしてあります。

さらに、地方支分部局として、管区行政監察局、地方行政監察局等を置き、行政機関の業務の監察、行政相談等の事務を分掌するほか、必要に応じ行政機関の機構、定員及び運営に関する調査等の事務を分掌することができるとしてあります。

以上、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

最後に、総務庁は、昭和五十九年七月一日から発足することとしております。

次に、府県単位機関の整理合理化のための総務庁設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

各省庁の地方支分部局の整理合理化につきましては、去る三月の臨時行政調査会の第五次答申において各般の改革案の提言が行われているところであり、その一環として、ブロック機関のもとに置かれていた府県単位機関について、そのあり方を見直し、簡素な現地の事務処理機関とするべき旨の提案が行われているところであります。

政府は、この提言を踏まえつつ地方支分部局の整理合理化を進めることとし、当面まず府県単位機関のうち法律改正を要する地方行政監察局を初め三機関について速やかに所要の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、地方行政監察局、地方公安調査局及び財務部の整理合理化を図るため、これらをそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理させることとしたしております。

第二に、この法律は、昭和五十九年十月一日から施行することとしております。

最後に、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案につきまして申し上げます。

次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、規制及び監督行政の適正化のための許可等の整理合理化に関する事項として、資格制度、検査・検定制、事業規制及びその他の分野に係る許可等の事務について、廃止、規制の緩和、民間等への委譲などの合理化を行うこととし、漁船法の一部改正による漁船の登録の簡素化、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正によるエネルギー管理士の試験事務の民間団体への委譲その他の改正を定めております。

第二に、国と地方公共団体の機能分担の合理化等のための事項として、地方公共団体の長等に委任されている国の事務については、社会経済情勢の変化に伴い必要性の乏しくなっていると認められる事務の廃止または縮小、地方公共団体の事務としてすでに同化、定着していることと認められる事務の当該地方公共団体の事務への移行、都道府県知事の事務の市町村長への委譲などを行うこととし、興行場法の一部改正、住民基本台帳法の一部改正その他の改正を定めております。

この法律案は、以上の方針により十四省庁五十八法律にわたる改正を一括取りまとめたものであります。

なお、この法律は、一部を除き原則として公布の日から施行することとしております。

以上、五法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 丹羽国務大臣。

〔国務大臣丹羽兵助君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽兵助君) 総理府設置法の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回別途御提案申し上げております総務庁設置法案において、総理府本府及び行政管理局の組織及び機能を統合再編成し、総理府の外局として総務

務庁を設置することとしておりますが、本法は、総務庁の設置に当たり、総理府本府の組織及び機能の整理を図るため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ずるとともに、行政管理局を廃止するほか、関係法律の規定の整理等を行うものとしてあります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、総務庁の設置により、総理府本府から、人事行政、恩給及び統計に関する事務並びに交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方地域に関する事務の総合調整等に関する事務を総務庁へ移管することに伴い、総理府設置法等の関係法律について所要の改正を行うこととしてあります。

第二は、行政管理局の所掌事務を総務庁へ移管することに伴い、行政管理局設置法を廃止することとしてあります。

第三は、総理府総務長官及び総理府総務副長官を廃止することとし、これに伴い、内閣官房長官が内閣総理大臣を助けて府務の整理、総理府本府の事務の監督等を行うこと、内閣官房副長官が内閣総理大臣の定めるところにより内閣官房長官を助けること、さらに、総理府に総理府次長を置き、内閣官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、事務の総括を行うこととしてあります。

第四は、総理府本府に置かれている審議会等のうち、公務員制度審議会等四審議会等を総務庁へ、雇用審議会等十審議会等を労働省等八省庁へそれぞれ移管することとし、これに伴い、雇用審議会設置法等の関係法律について所要の改正を行うこととしてあります。

第五は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総理府設置法等の関係法律の規定の整理を行うほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

第六は、この法律は、総務庁設置法の施行の日

から施行することとしてあります。

以上が、総理府設置法の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上條勝久君。

〔上條勝久君登壇、拍手〕

○上條勝久君 自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま趣旨説明の法案に限定をいたしまして、総理並びに関係大臣に質問を行いたいのでありますが、まず冒頭に、当面する内外の問題について総理の御見解をただしておきたいのであります。

すなわち、米ソ核戦力制限交渉の成行き、ソ連の大韓航空機撃墜事件、ラングーンにおける爆弾テロ事件による朝鮮半島の緊張、ソ連の核ミサイルSS20を含む極東での軍事力の増強等、わが国を取り巻く国際情勢はまさに緊迫の状況にあります。

このときに当たり、中曽根総理がレーガン、コール両首脳をわが国に迎えられ、両国との友好関係を深められるとともに、コール首相とは西側陣営の結束による世界の平和と安定の維持を確認され、さらにレーガン大統領とはサミット参加七カ国の安全保障は一体不可分であるとの五月サミット政治声明を再確認し、米ソ中距離核戦力制限交渉をめぐって、アジアを犠牲にしないことを再度確認されたことは、これを高く評価しなければなりません。

しかしながら、わが国を取り巻く緊迫する国際情勢の中であって、国民の信託にこたえなければならぬ行政改革臨時国会が、一カ月有余の長きにわたって空転の状態にありましたことは、その理由のいかんにかかわらず、国民から預かっている国政審議権をみずから放棄するものであり、断じて許さるべきことではないと考えます。

政治倫理が国政の基本であることは、国民道徳

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素化及び整理に関する法律案(附則説明)

九六

が国民生活の基本であると同様に、きわめて重要であることは申すまでもありません。有権者の信託によって国会の一員となった議員の一人一人が、常に足元を見て行動し、いさしくも信託された有権者の批判を受けるようなことのないように自戒自重することが政治家の倫理であり、その集積が政治倫理であると確信するものであります。

このような状況のもとにおいて、今日の国際情勢に今後どのように対応されるのか、防衛、経済問題を含む首脳会談の結果をどう受けとめておられるか、さらには今国会の空転と政治倫理に対する考え方、人心一新のための衆議院解散、総選挙の意義について、この機会に国民各位に向けて中曾根総理の率直な所信を述べていただきたいのであります。

さて、行政改革は内政における最大の国民的課題であります。次の時代が創造力と活力に満ちた社会となるためには、社会経済情勢の変化に即応して、国、地方の行政全般について新たな角度から見直しを行って、時代の要請にこたえ、国民から見てむだのない効率的な行政をつくり上げることに必要であります。国民もまた、この行政改革にいままだかつてない関心と期待を寄せ、政府の取り組みと国会の対応を見守っております。わが党といたしまして、今般の土光臨調の五次にわたる答申を妥当な内容の提言と受けとめ、答申に沿った改革の推進に努力しているところであります。政府においては臨調答申を最大限に尊重するという基本方針を踏まえて、すでに国鉄改革や年金改革等に熱意を持って取り組んでおられることを多とするものであります。

しかしながら、言行一致の行政改革の断行は容易なものではありません。行革の成否は、一に今後における総理の強い統率力にかかっているのではありません。前鈴木内閣における第二次臨時行政調査会設置以来、行革中曾根の名を広く印象づけた中曾根総理が、内閣を率いて力強く行革の本士俵に上がられていることに對し、国民各位と

もに大きな期待を寄せるものであります。

そこで、ただいま提案された行革法案は、新行革大綱に基づいて、今後政府が取り組む全体構想の中でどのような位置づけを持つものであるか、総理の御見解を承りたいのであります。

本来、行政改革は、機構、仕事、人、予算の合理的削減を図って、時代に対応できる簡素で効率的な行政を目指すことが基本的な目的であり、効果と考えます。しかるに、法案ではこの点が不明確であり、国民によく理解していただく意味において政府の説明を求めたいのであります。

まず、総務庁設置法案は、臨調の第三次答申を踏まえ、総合調整機能の強化方策の一環として重要な意味を持つものであり、本法案の内容は、同答申にある総合管理庁構想に比較して、若干多面的な機能を総務庁に付与するものであると考えます。そこで、総務庁構想が今後の行政改革の推進に真に寄与することになるのかどうか、さらには臨調答申の趣旨に沿った運用ができるのかどうか、再編成の基本的趣旨について総理の御所見を伺いたいと思います。

次に、国家行政組織法の一部改正法案は、国の行政組織に関する規制に幅を持たせることにより、行政需要の変化に迅速に対応できるように、行政組織の機動的再編を促進することをねらいとするものであり、激動する今日の社会経済情勢のもとで、行政がこれに順応する体制をつくることはまことに時宜にかなったものであります。このこととに対し、国会による統制機能を妨げるものとの立場から反対の意見もありますが、行政組織の根幹をなす省庁の設置については当然として、その内部部局についてはまでも法律事項とされている現行制度については、この際改めることが適当であると考えます。その点について政府の所見を伺います。

問題は、今回の改正を生かして、今後どのような時代の変化に対応し得る機構の簡素化及び合理化のための再編が行われるかどうかということ

とであります。臨調の最終答申では、入省庁に及ぶ内部部局の再編や、ブロック機関の整理合理化の提言が行われておりますが、この点、今後どのような手順で進められるのか、総理の御見解を伺います。

次いで、府県単位機関の整理法案について伺います。これにより、出先行政機関の局や部の一部が事務所に改められることとなっておりますが、問題は名称ではなく、行革の本旨にのっとり実質的にも各機関の整理合理化が行われなければなりません。この点についてはわが党としても今後厳しく見守つてまいりますが、この際、行政管理局長官の見解をただしておきたいのであります。

また、国民の活力に深い関係を持つ行政事務簡素合理化法案においては、臨調最終答申で提言された許認可の整理合理化のうち、早急に措置すべき事項を取り上げておりますが、政府は、今般積み残されたものについて今後どのような手順で実施に移されるのか、許認可整理については、臨調の指摘をまづまでもなく、即時対応の構えで政府において積極的に取り組むべきものであると考えますが、あわせて長官の見解をお伺いいたします。

次に、財政改革関係について質問をいたします。わが国の財政はいまや破綻に瀕し、国債発行残高は今年度末には約百十兆円に達しようとしており、その歳出規模が五十兆円を超える一方で、租税収入は三十二兆円と、その三分の二にも満たない状況であり、しかも歳出のうち八兆円が国債の利払いに充てられているのであります。単純にたとえて言えば、三十二兆円の月収で月々五十兆円以上の支出をしており、そのうちの八兆円は借金でまかなっているという、まことに異常な事態にあると申せましよう。

巨額の公債は財政のみならず、将来にわたって国の経済や国民生活にいろいろな弊害を引き起こす心配もあります。公債の償還は結局は

税金によることからすれば、公債発行は負担を後世に転嫁することとなりますが、彼らの時代をみずからの選択で形成できる形で財政を引き継ぐべきであって、子や孫に借金を背負わせるようなぶざまな事態は断じて避けなければなりません。したがって、財政改革を推進し財政の対応力を回復することは、国の発展と安定上ぜひともやり遂げなければならないこれまた大きな国民的課題であります。

これがためには、行政府、国会、政党、さらには国民各層各位が、総論賛成各論反対に陥ることなく、痛みを等しくするとの見地に立って、制度、施策の根本にメスを入れ、歳入歳出構造の見直しを行うべきものと考えますが、この点に關し総理及び大蔵大臣の御決意のほどを伺います。

さきに政府は「一九八〇年代経済社会の展望と方針」において、「対象期間中に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努める」との努力目標を設定しましたが、これは財政改革に対する意気込みを示すものとして評価するとともに、当局がこの目標に向けて最大限の努力を傾けることを強く期待するものであります。

そこで、この努力目標達成の具体的計画の策定は流動する経済情勢の中では困難であるといえし、また、財政改革を進める手がかりとなる何らかの中期的な財政展望は示すべきであると考えます。この点、大蔵大臣の御所見を伺います。

関連をして、行政改革と財政需要の問題であります。行革を進めるに当たっては国の規制や関与は極力これを緩和し、行政が個人の自立や民間の邪魔をしない、自主的活力を引き出すことが重要なことは申すまでもありません。政府は、行政改革を強力に推進する中において、国民生活の安定、国の安全保障、社会資本の充実、科学技術の振興、国際関係等の見地から特に必要な行政需要にはこたえる責務があります。すなわち、民間活力を導入した行革を断行して、行政需要は全体として抑制しながらも、真に必要な需要

については財政で措置しなければなりません。わが国の財政は、六十五年度赤字国債依存脱却を目指していよいよ厳しくなることが予想されますが、政府は財政再建下の行政改革と、真に必要な行政需要との関係にどう対応されるのか、総理及び大蔵大臣の見解を求めたいのであります。終わりに、行政改革は、当面する財政再建とともに国家将来の政治的大計であります。変転と進歩の激しい時代には、従来の発想や慣行、手法にとらわれることなく、時代を先取りした展望を開くことが緊要であります。このためには、多少の犠牲、痛みもありましょう。しかしながら、政府施策の内容を広く国民に伝え、国民各位の理解と協力があれば、この困難は必ず乗り越えられるものと確信をいたします。

中曽根内閣は、この国民的課題である行政改革達成のために、格段の決意で当たられ、国民各位の強い期待にこたえられんことを切に希望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曽根康弘君) 上條議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、現在の国際情勢下におけるわが国の外交方針でございます。

現在の状況は、お示しのように、レバノンにおける紛争あるいはイラン・イラク戦争、あるいはビルマにおける爆弾事件、あるいはあの韓国の大韓航空機の事件、さまざまなおのきな問題が起きております。また、カリブ海におきましても、いまお話がおりますように問題も起きておるわけでございます。その中におきまして、INF交渉、中距離核戦力制限交渉は、非常に重大な段階を迎えておる。こういうときに当たりまして、日本といたしましては、ウィリアムズバーグの頂上会談で決まりました基本原則の通りとして、自由世界が平和と世界の繁栄をたずなすためにここで結束をして、そしてアメリカ及びそのほか各国が一致連帯のもとに平和を招来するように全力

を注ごう、そういう原則を確認して、いまその努力を継続しておるところでございます。

そこで、先般、コル西独首相、レーガン米大統領来日を機に、これらの問題につきまして隔意なき懇談をいたしました。コル西独首相との間には、いよいよ東京声明というものを発出いたしました。世界に向かつてこの両首脳の方を明らかにした次第なのでございます。

その趣旨とするところは、ウィリアムズバーグで決めた基本原則の通りとして、そして平和と繁栄と世界経済の再活性化というものを中心に持続的に今後努力をしていく。そして、あのソ連のSS20の中距離弾道弾の解決処理の問題につきましましては、日本やアジアを犠牲にして解決することとはさせない、全地球の規模においてこれは解決されるべきであるということを確認をいたしました。それと同時に、特にこの声明を発出したいたしましたゆえんは、この文章に書いておられますが、「我々は、国際的な紛争あるいは懸案に関しては、話し合いのテーブルについて相互に相手の主張に真摯に耳を傾け、理性に基づく対話と交渉により、意見の対立を和らげ、かつ、克服するよう常に努力を続けていくべきであると確信する。」「当事者は、終局的合意をもとめて着実に、現実的な努力を行うものとし、究極的目的達成のための段階的措置、あるいは漸進的解決策の探求をいとってはならないと信ずる。」「このことを特に強調したのでございす。それは、今月の二十三日からいよいよパーシングIIがドイツその他に展開されることになっておりまして、非常にINFの前途もむづかしくなりつつあります。しかし、そのような危機的な状況のもとにあつても、当事者は常に不屈不撓の構えをもって交渉を継続すべきである、交渉のテーブルから去るべきではない、対話を常に行うべきであるということをごとで特にわれわれは世界に向かつて指摘したのでございす。

レーガン大統領が参りましたので、この東京声明を注ごう、そういう原則を確認して、いまその努力を継続しておるところでございます。

明について賛同を求めましたところ、レーガン大統領も完全に賛成をいただきました。近くカナダからトルドー首相が参りまして、あした私は会談する予定でございす。カナダのトルドー首相にもこの声明の考え方に御意見を伺い賛成していただきたい、このように考えておるところでございます。

次に、国会の空転と政治倫理の問題でございます。いよいよ辞職勧告決議案の処理をめぐりまして、一カ月近くも国会が空転いたしましたことはまことに遺憾でございます。国民の皆様方に申しわけないと思つた次第でございます。

しかし、国会議員の身分の問題でこういう問題が起きておるわけでございますけれども、やはり国会議員の身分の問題は、憲法あるいは国会法、法律によりまして保障されておるものはあくまでこれを尊重していかねばならないし、また諸会制民主主義のたてまえからいたしまして、その進退そのものは本人の意思によって決めるかあるいは選挙民の考え方によって決まるといふことも重大な民主主義の原則であるとわれわれは考えて、このような問題は軽々に扱うべきではないと私は考えておる、これは前から申し上げたところでございます。

しかし、一面において、政治倫理の問題は政治家ないし政党として、これは個人の行動とは別に、政党としてあるいは政治家として考へべき重大な課題であると思つて、そういう意味から、私は先般自由民主党に對しまして、總裁として次の六項目について考えを示して検討を願つたわけでありす。

一つは閣僚及び政務次官等の資産公開をやつたらう。第二は議院証言法の改正に積極的に取り組むべきではないか。第三番目は政治倫理に関する両院協議会を設置しよう。第四番目は、比例代表の全国区も出てまいりまして、政党法というものをこの際検討すべきときに入っているのではないかと、特に政治資金との絡みにおいても考へべき点はないか。次に、政治の悪は選挙から来ている点が多分でございます。金のかかる選挙をやめなければならぬ。そういう意味において選挙法の改正という点も検討していただきたい。最後に議員定数の問題でございます。先般最高裁の判決も出ました。これは判決の前話でございますが、議員定数の問題についても取り組むべきである、この六つの点を党の首脳部に提示いたしましたので検討を願つたわけでございます。

ただいまここで、本院におきまして倫理の協議会設置の御決定を見まして、私は自由民主党の總裁としてこれに全く同感であり、これを全面的に支持したい気持ちでいっぱいでありす。

なおまた、新自由クラブとの間におきまして、昨日来政治倫理、政界浄化につきまして六項目について合意が成立いたしました。私が先ほど申し上げましたような内容も多分に盛り込まれて両党の合意ができましたことは、政治倫理のために大きな前進がこれから考えられると思つておる次第でございます。

政府は、今回におきます行政改革の諸法案、さらに減税法案、国民に公約してまいりました減税法案等を成立いたしました。そして国民に対する公約を果たそうと思つて必死にいままで努力しているところであり、全法案の成立を期待しておるわけでございます。

私は、今度の国会は減税と行革の国会であるから、石にかじりついても地をはいても、この全法案を成立させようというのを申し上げてまいりました。韓信のまたくぐりも許せぬとも申し上げた。そういう気持ちで、ともかく全法案を成立させるといふのが私の念願でございます。そういう意味におきまして、先般来、両院議長さんの御判断をいただきました。全法案の成立、国会の正常化ということにつきましてある意味における御判断のお示しをいただきました。私は、その保証をいただきました。今後どういふふうな政局対処を行うかというところは、いまの全法案が成立するか

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号

どうか、国会の審議が正常化するかどうかが、このことを重大な関心を持って見守りながら政局に對処する考えをまとめていきたいと考えておる次第でございます。

次に、今回の行革法案の全体構想の中における位置づけでございます。

行政改革は、戦後三十数年たちまして、特に高度成長以来肥大化した行政機構及びその機能をこで全面的に刷新して、新しい時代に対応できるような機能と機構をつくり上げよう、特に国民の力を多分に活力に満ちたものにして、その力を余すところなく発揮していただくような体制に転換しようということで、この中心線に沿って進んでおるわけでございます。そして、すでに五回にわたって臨調から御答申をいただきまして、国会を開き、皆様方にお願いをし、一つ一つ法律を成立させ、努力をしてきておるところでございます。

今回の行革関連の各法案は、いずれもこの全体関連の一環として、その重大なる第一歩として提出させていただいたものでございます。行政機構及び行政事務の簡素化等を中心としたものでございまして、御答申をいただき、ぜひ御理解と御支持をお願いしたいと考えておる次第でございます。

なお、次のコースは、専断あるいは電電の改革、あるいは年金問題の総合的な一元統合の問題、あるいは地方事務官制度の問題、あるいは特殊法人の整理合理化の問題等々、あるいはさらに大きな国鉄問題の処理という問題を抱えておりまして、これらは、われわれの先般つくりました新行政改革大綱のスケジュールに沿って着実に、一步一步前進してまいらる次第であります。私たちは、政権を担当させていただいている政界あるいは政府といたしまして、ともかく国民の生命財産を守り、現実的に国民に実りのある政策を一步一步実現して成果を上げることが政治の責任である、このように考えておりまして、皆様方の御協

力をお願いしたいと思っておりますので、でございます。

総務庁につきましては、臨調答申の趣旨に沿って、さらに臨調答申より一歩前進した考え方によりまして、行政管理局と総務府総務庁を合併して大臣を一人浮かし、副長官二人はこれは廃止する。あるいはさらに、これが統合した場合には、部局、部課等につきましても合理化、再編成を行う考え方でございまして、これは人事、機構、行政監察、それから特殊の部分における総合調整機能、たとえば北方問題であるとか青少年対策であるとかその他の総合調整機能を持たせました新しい統合調整官庁として活躍できるものと考えておる次第でございます。

なお、省庁内部部局の政令化に関しましていろいろ御議論いただいておりますが、ともかく定員法と同じように官房及び中央省庁の局は百二十八に限定いたしまして、もうこれ以上はふやせないと努力をしていく。そして各省庁が自主的に自分の範囲内におきましては国会の御審議を要せずして政府の責任においてやれるようにしていただく。これは自主、自律的に時代に対応し得るようにより自己改革を進めようという考えであり、それは国会に御報告することにもなっておりますので、でございます。

今日のように議会政治が進みまして、国会の民主的コントロールがこれぐらい大きく完全になってまいりまして、昭和二十二年あるいは二十四年の当時とまるきり違った状況になっておるものでございまして、私はこの程度の力を政府にお分けいただいても決して国会の民主的統制を乱すというふうなこととはない、むしろ政府の弾力的な機動的な活躍が期待できる、このように考えておる次第でございます。

以上で大体私の分担するところは終わります。行政改革に取り組む決意を問うというのが最

後でございます。

この点につきましては、先ほど申し上げましたように、日本の戦後の改革の中で最も重大な改革の時期に遭遇し、それを責任を持って引き受けさせていただいておることをおぼろけなく、自分の全精力、自分の全能力を傾けておいてこれを断行いたしまして、国民の御期待におこたえいたしたと覚えておる次第でございます。よろしく御協力をお願いいたします。(拍手)

(国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手)
○国務大臣(齋藤邦吉君) 上條議員にお答えを申し上げます。

臨調答申に基づきます八省庁の内部部局の再編成及びブロック機関の整理合理化につきまして、昭和五十九年度の予算編成過程において具体的な成果を得るようにはいたしたいと考えておる次第でございます。

次は、今回の行政改革法案では機構とか人事とか予算、特に人事、予算の削減がはつきりしてないではないかという御質問がございましたが、この法律案は、御承知のように行政機構の改革、行政事務の簡素化等当面緊急に法律改正を行うべき事項について取りまとめたものでございまして、予算とか人員等の合理化を図るということ、直接目的としたものではなく、行政改革のための制度面の基礎づくりということが主眼でございます。しかしながら、予算、人員の削減合理化というものは非常に大事なことでございまして、この点につきましては、昭和五十九年度の予算編成の過程において人員の削減、予算の削減等図っていくようにいたしたいと考えておる次第でございます。

次は、府県単位機関の整理合理化に関してお尋ねでございますが、これはすでに御承知のように、地方における府県行政監察局、地方公安調査局及び財務部の三つの府県単位機関をそれぞれその事務を縮小改組したいと考えておりまして、それらの機関が持つておりました業務を

できるだけブロック機関に集中していくようにいたしたいと考えておりますし、同時にまた、その三機関に勤めておられる方々の要員規模もそれに応じて削減をしていく、こういうふうなやり方をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお、臨調答申の許可認可整理事項についての積み残し等の事項はどういうふうな今後やっていくのかというお尋ねでございます。

臨調第五次答申におきましては、当面改革を要するものとして二百二十二の事項の改善指摘がなされまして、このうち法律で改正をしなければならぬ事項は七十二事項でございましたが、その七十二の事項の中には相当困難なものもございまして、大体その半数、三十五事項を今回の法律案にまとめて提案をいたしておる次第でございます。残余の法律改正を要する事項や、あるいは政令、省令等によって改正をしなければならぬという問題につきましては、新行革大綱の方針に沿って今後とも改善を推進していく考えでございます。

しかし、許可認可事項につきましては、臨調の指摘事項以外のものは当然考えなければならぬこととございまして、行政事務の簡素化あるいは国民負担の軽減、こういうふうな観点から十分に見直しを行いまして、答申がなくても許可認可事項の整理合理化に今後とも一層努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

(国務大臣竹下登壇、拍手)
○国務大臣(竹下登壇) 私に対する御質問は三點あります。

まず、財政改革に対する決意のほどを聞きたいというところであります。御指摘のように、国債発行残高また税収の割合、まさに異例に厳しい環境にあります。したがって、本来期待される諸機能の発揮を財政が十全には行い得ない、このような状態にあります。したがって、金利問題などにも経済全体として好ま

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素化及び整理に関する法律案(趣旨説明)

しからざる影響を及ぼしておるといふことも事実であります。したがって、御指摘のように後世代の方々にみずからの選択、その幅をいかに残しておくかというところであります。まさに避けて通ることのできない国民的課題であります。

したがって、やはり行政の守備範囲の見直し、あるいは既存制度の施策についての改革、また、国と地方との間の役割分担、これらの問題を徹底的に見直しとともに、税外収入等歳入面においての見直しも行いながら、国民の皆様の理解と協力を得るためにも、まず政府みずからやるべきことをやっていかなければならぬ、このように考えております。

次のお尋ねは、中期的な財政展望を示すべきであるというお考えであります。

なるほど私も考えてみましたが、言ってみれば経済全体が流動的である、こういう中においては経済の一部分である財政の将来について、あらかじめ定量的な実行計画を策定するといふことはきわめて困難なことであります。しかしながら、少なくとも私も五十九年度予算編成後、中期的な財政展望を作成いたしまして、今後の財政改革を進めていく上での基本となる考え方を明らかにしようというところで、今日臨調の答申及び「展望と指針」を踏まえながら、これらと整合性のある検討を行うべく財政制度審議会に小委員会を設置していただきまして、中期的な財政運営の諸問題を検討していただいております。さきにござい

ます。そして次の問題は、いわば財政再建下であつても行政改革と真に必要な行政需要との関係に対する対応の方針を問う、こういうことであります。私ももととして行政改革は避けて通れない国民的課題であるという認識の上に立ちつつも、真に必要な施策には配慮しなければならぬ、このような基本的な考え方に立ちまして、真に必要な行政需要については重点的配慮をしなければならぬ、このように考えております。

以上で答えを終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 佐藤三吾君。

(佐藤三吾君登壇、拍手)

○佐藤三吾君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案等いわゆる行革関連法案を中心に、田中有罪判決、レーガン米日など内外の諸問題について、総理並びに関係大臣に質問いたしたいと思ひます。

先月十二日以来、一カ月以上にわたり国会が空転を続けたわけですが、ようやく開かれたこの国会で、肝心な田中辞任勧告決議案は先送りのまま解散、年内総選挙によって国民に信が問われようとしております。

【議長退席、副議長着席】

懲役四年、実刑有罪の犯罪人が国権の最高機関である立法院に居座り、三審制の結審までは無罪とせざる。公務員の最高の地位を占め、広範かつ強力な権限を持ち、最高の公正さと倫理、道義が求められる内閣総理大臣の犯罪であるだけに、犯罪人の即時議員辞任と政治倫理の確立を求める圧倒的な国民の要求となつたのは当然であります。

しかるに総理、国民の圧倒的な要求に挑戦し、居直り、犯罪人を擁護し、守り、野党こそつての要求である田中辞任勧告決議、政治倫理確立の決議さえ審議を引き延ばし、国会を空転させてきたのがはかならぬ政府自民党であり、その総裁である中曽根総理あなたであることは周知の事実であります。いかがでありますか。私は、国会議員の一人として身のふるえる怒りを覚えるのであります。同時に、野党の非力とはいへ、国会自体がけじめをつけ得ないまま今日に至つたことも国民の皆さんに申しわけない、そういう気持ちでいばいであります。

民主主義の発展には政治倫理の確立は必須」と強調し、「政治倫理は、一面、政治家がいかに高い道徳性を発揮するか、他面、政党がいかにして国民の納得のいく清潔透明な活動と機能を確保するかにある」という表明したのであります。その言やよし。だが、あなたは国会論戦が始まると、政治倫理の中核とも言うべき田中問題に三権分立論で逃げ、事件の結果は最高裁で確定すると、あたかも一審判決を否定するかのとき言辭を弄し、有罪判決後は長考一番沈黙する。田中辞任説得に政治生命をかけると思ふ込んだホテルでの密室会議は、犯罪人に対し「憐憫の情を禁じ得ない」とは何たることですか。茶番劇もはなはだしと言わざるを得ないのであります。先ほど、石にかじりついてもと強調しておりました。ならば、この田中辞任問題になぜ職を賭して石にかじりついても辞任に追い込まないのですか。

先日来、ドイツのコール首相、レーガン米大統領の来日する中で、総理は世界の政治家あるいはリーダーと、こう自認しておりますが、ニクソン米大統領をみずからの良心に基づいて罷免した米連邦議会の高い倫理観や、秘書のスパイ事件でみずから連邦首相を辞任したブランド西独社民党党首の政治責任のとり方を見ると、あなたとは全くまことに月とスッポン、ためにする論理を振り回し、田中辞任勧告決議案を葬り去らんとしている総理の態度に私は寒々としたものを感ずるのであります。総理の所見を伺いたしと存じます。さらに、秦野法務大臣がみずから法の番人を放棄し、犯罪人擁護の放言を行っていることは断じて許すわけにはまいりません。総理の見解をお聞きしたいのであります。

次に、レーガン米大統領の来日にかかわつて最も基本的な問題について質問いたします。それは、グレナダに対するアメリカ軍の侵略問題であります。ソ連軍のアフガニスタン侵略に対し、政府はこれを批判し厳しい対ソ経済制裁をいまでも続けております。これに対し、グレナダにおける米人救出、カリブ海六カ国の要請などを口実に、独立国家に米軍が侵略したことにについては「理解できる」として国連総会の決議に棄権する、一体どのような論理ですか。西側の一員であるフランス、西ドイツ、英国においても強い批判が米国に加えられているときに、何ら合法性を持ち得ない米軍侵略は明らかに侵略であります。これを「理解できる」などということは、日米安保条約を結ぶわが国に対し、逆の足かせを国民に一層課するものであります。総理並びに外務大臣の答弁をいただきたしと存じます。

次に、行政改革に関する幾つかの基本問題について質問いたします。

まず第一に、去る八月、政府が明らかにした「一九八〇年代経済社会の展望と指針」について質問いたします。

これまでの経済計画と大きく異なり、今回の「展望と指針」は、実質経済成長率年平均四〇程度、名目成長率六から七〇程度、消費者物価年平均上昇率三〇程度、卸売物価一〇程度という数値が示しております。国民所得、公共投資額、社会保障移転費、租税負担など、国民にとってきわめて関心のある数値は一切捨棄されて、計画なる言葉は社会主義を想起させ、数値の提示は市場経済への介入、民間活力の阻害だと言いたいのではありません。古典的夜警国家ならいざ知らず、現代資本主義国家において、国民にとってきわめて関心のある数値を捨棄したということは計画的政策運営の放棄にも等しいものと考えますが、総理並びに経済企画庁長官の所見を伺いたしと存じます。

第二は、行政改革と「展望と指針」の関係についてであります。

総理はみずから行革内閣と称していることから、一連の臨調答申の実行は総理の政治生命の根幹をなしていると同時に、政治的には「展望と指針」及び臨調答申は一体をなしておると考えます。

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号

それならば、臨調答申の前提をなしている租税及び社会保障にかかわる国民負担率も、当然のことながら「展望と指針」に組み込まれていると考えるのがあたりまえであります。総理並びに経済企画庁長官、いかがでありましょう。

すなわち、現行三五%の国民負担率を四〇%から四五%に引き上げることが臨調答申の前提とされています。現時点でこれを計算すれば、一〇%引き上げることによる国民負担額はおよそ二十兆円となり、これを「展望と指針」に沿って八年間で段階的に達成しますと、毎年三兆四千億もの巨額の負担を国民に課していくことになるではありませんか。論理的にはこのような新たな負担を国民に課していかざるを得ないにもかかわらず、「展望と指針」において全くこれをネグレクトしていることは、国民を愚弄するものと言わざるを得ません。

そればかりか、こうした数値が明らかにになるからこそ、政府は従来の経済計画とは大きく趣を変え、抽象的な「展望と指針」に変形させ、国民から政策的なフリーハンドを得ようとしたのではありませんか。総理並びに経企庁長官の答弁をいただきたいと存じます。

さて、五十九年度予算編成にかかわるマイナスシリングによっても、なおかつ財政中期試算に基づき要調整額四兆一千六百億円の削減効果は一兆四千億にとどまり、巨額の財源不足は避けられないこととなっております。この不足額は、先ほど私が指摘した国民負担の引き上げ額に近い数字であることはあえて言うまでもありません。市場面から見た公債増発の制約なども勘案すれば、政府がどのようにごまかそうとも、早晩、臨調答申の言うように、そしてまた十一月十六日に発表された税調答申に沿って四五%から四〇%の国民負担ラインに向けて走ることが明らかであります。

増税なき財政再建を口にし、臨調答申の言う国民負担率増を政府はとらないと強弁するならば、

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務庁設置法の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素化及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

来年度予算編成においては一切の増税及び社会保障負担の引き上げは行わないことを表明すべきだと考えますが、総理並びに大蔵大臣の確たる答弁をいただきたいと存じます。

第三に、「展望と指針」において地域経済振興が強調されておりましたが、これと地方財政との関連においてお尋ねします。

地域経済振興がわが国経済の改革と発展の大きなきであることは、かねがねわが党が主張してきたところであります。しかし、地域経済と地方財政が表裏一体の関係にあることを考えれば、約六十兆円もの借金を抱える地方財政の健全化がまず必須条件であるにもかかわらず、「展望と指針」ではその具体的な方策を何ら示しておりません。今後地方財政は公共投資全体の中でどのような負担と役割を占めるのか、また健全化はどのように推進するのか、自治大臣並びに経企庁長官からお示しいただきたいと存じます。

第四に、許可認可事務の整理合理化についてお尋ねします。

臨調答申は、「制度の濫設防止及び規制の廃止又は緩和」、「事務の民間団体への委譲」、「制度の仕組みの簡素化」、「運営の合理化」の四つの整理合理化の基準を定めて、具体的事項を列記いたしております。ところが、提案された行政事務の簡素化及び整理に関する法律案においては、先ほど答弁があったように、答申どおり簡素化された省庁は皆無であります。それどころか、運輸、労働、農林水産省においては最も答申をネグレクトしていると言っても過言ではありません。この際、総理は次期国会において改正案を提出することを確約すべきだと考えますが、決意のほどを伺いたいと存じます。

最後に、行政監査に関連しつつ、総務庁設置法案の問題について質問いたします。

現代国家が行政国家への傾斜を深めつつあるとき、行政監査機能を行政府から独立した国民的監査機関にゆだねられることは国際的な潮流であります。

す。現行の行政管理局が国民的行政監査と何ら制度の接点を持ち得ないばかりか、他方では行政権の肥大化が著しく高進している今日、わが国の行政管理局を国民的行政監査に移行させることは緊急な課題であります。

ところが、今回の総務庁設置法案においては、こうした国際的傾向はもとより、国民的願望は物のみごとく裏切られていましてあります。人事管理という行政監査を一元化し内閣の内ふところに再編するなどということは暴挙と言わざるを得ません。権力主義的発想に立つ中曾根内閣の本質がまさにここに露呈されており、これによって国民は、行政に対する民主的なチェックの権利をいままでは以上に奪われることとなるのであります。総理の答弁をいただきたいと思ひます。

以上、私は幾つかの質問を申し上げました。今国会を通じて国民の政治不信と政治に対する絶望感の境界に達しておると思ひます。総理はこのことを正しく受けとめ、言行一致、国政に対処せんことを切望して終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 佐藤議員にお答えを申し上げます。〕

まず、政治倫理及び素野発言の問題でございます。ともかく、国会が三十日余にわたって空転いたしましたことは、まことに国民の皆様方に申しわけなく、遺憾に存する次第でございます。しかし、この原因にはやはり与野党間における考えの相違というものがございまして、それが埋められなかったということと、またことに残念な次第なのでございます。

田中議員の進退に関する問題でございましたけれども、いわゆる田中辞職勧告決議案というものは、前からしばしばここで申し上げておりますように、憲法あるいは国会法によりまして国会議員の身分は非常に保障されておるわけでございまして、除名するにしても、あるいは資格争訟によつて国会から外へ放逐するにいたしても、三分の二の多数を要する。一回除名して外へはうり出しても、選挙民が当選させてきたらこれを拒むことができないとまた書いてあります。

これらはいずれも、国権の最高機関であるこの国会を構成する機能の中で、少数者の保護あるいは言論の自由の確保のためにそのような配慮がされておるとわれわれは考えるのであります。したがって、事実上政治的に二分の一の多数で国会議員をそのように辞職させるという効果を及ぼすようなことがあれば、憲法や国会法の保障が空文に帰するおそれがあります。

かつて、日本の国会は、軍部華やかなりしころ、肅軍演説をやりました齋藤隆夫先鋒をほとんど大多数で除名したのであります。そのときには、国民もあるいは新聞も恐らく一致して、そのときの熱情に駆られてやったと思うのであります。後で考えれば重大なる間違いを時の国会は犯しておったのであります。したがって、われわれは、長期的に国会の尊厳性や国会の保障している重要なポイントについては譲るべからざるものが政治家としてなければならぬと、そのように考えておるわけなのでございます。

仮に、多数党がその自分たちの考えによって、二分の一で同じような決議案をどんどん出して、少数党の党のリーダーその他を同じような目に遭わせたなら、国会はめっちゃめちゃになってしまいます。そういう面からも、われわれは自粛自戒して、少数者保護、言論の自由の確保という議会政治の真骨頂を守らなければならぬと、そのようにわれわれは考えてやった次第なのでございます。

議員の進退は、前から申し上げますように、終局的には選挙民の意思あるいは本人の意思でしかるべきでありまして、第三者が憲法や国会法にそぐわない方法によって強制すべきことはなじまないと私は考えてきておる次第でございます。しかし、政治家としてあるいは政党として、政治倫理の問題は重大な問題でございます。個人の進退は

個人が行うべき問題でございすけれども、政治倫理全体はやはり政党や政治家が真剣に取り組まなければならぬ問題なのであります。

そこで、先般来われわれは、先ほど申し上げました考えを私は党の幹部にもお示しし、また昨日来、新自由クラブとの間でこれに関する話し合いが成立いたしました。政治倫理協議会の創設、それから懲罰事業に対する国会法の改正、大臣等の資産公開の義務づけ、政党法の制定検討、議員定数不均衡是正問題に対する措置、情報公開制度等の創設協議、この数点にわたります。新自由クラブと意見の一致を見まして、そしてこれを国の、われわれの指針として実行していく、一つ一つ実現していくという約束をしたのでございまして、私はこれが政治倫理の一番大事な点になるのではないかと、そのように考えておるところでございす。

次に、グレナダの問題でございすけれども、この事件が起こりましたときに、私は、このような武力行使を行ったことは遺憾である。しかし、いろいろ調べてみると、あのカリビアン機構の諸国の要請、あるいは住民の保護、こういう点を見ると、ソ連がアフガニスタンに侵入したのとは状態がまるっきり違ふ。アフガニスタン侵入の場合にはちゃんと政府があつたわけではございすけれども、グレナダの場合にはほとんど無政府状態になつて、住民の生命、財産が脅かされておつた、そういうような情勢も踏まえて、理解はできる、しかし遺憾である、速やかにこれが常態に復することを期待すると、そのように私申しました。

アメリカはその後努力いたしまして、撤兵を次々に行い、また新しい内閣も形成されるという状態になつてきたわけではございす。そういう状態を見まして、今度出ました決議案の内容を見ますと、それらの情勢が必ずしも忠実に反映されてない部分がございす。したがって、われわれはこれに対しては態度を留保した態度、それ

れをとつたところなのでございす。次に、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の問題について御質問をいただきました。

現在の経済社会全般を見ますと、きわめて流動性がございす。また新しい技術革新等の展望もございまして、どういふものが出てくるかなかなか予断できないような情勢でもございす。そういう点からいたしまして、定量的な性格のものをつくるというところはまだまだ不安定要因が多過ぎる、したがっていまは定性的判断のものにした、そういう考えに基づきましていまのようない「展望と指針」にした次第なのでございす。

そして、国民負担の問題につきましては、来年度予算編成等々におきまして、われわれは増税なき財政再建という原則を守つてまいらるつもりでございまして、原則として国民負担はこの度合いは変えない、こういう考えでまいります。これが臨時答申の指示している点でもございす。この国民負担の割合というものは変えない、その原則を貫いてまいりたいと思つております。

さらに、許認可整理の問題でございす。この許認可事務につきましては、国民負担軽減等から見ましても思い切つてやらなければならぬところでございす。

臨調は、全許認可等について審議しました結果、当面改革を要するものとして第五次答申において二百二十二の事項を指摘してまいりました。今回の法律改正は、その事項の中で法律改正を要する七十二事項についてその半分を整理しよう、そういう考えで御提案を申し上げている次第でございす。なお、さらにわれわれは、新行車大綱に基づきましてこれらの整理を次々に進めてまいり考えております。

次に、行政監査のための今度の機構改革の点でございす。今回の総務庁設置法は行政監査の目的から逆行するのではないかと、ところでございす。

人事管理あるいは機構、定員管理等に関する総

合調整機能、それから行政監察機能という面で総合的な統括を行う。行政管理局も総務庁も総務府の外局でありまして、行政管理局という名前、総務庁という名前を持ってきたわけではございまして、この総合統括という機能においては私は適当であると考えております。

最後に、秦野発言の問題がございしました。私は、秦野法務大臣を呼びまして注意をしたところでございす。あの内容を読んでみますと、なかなかいいことを言っている面もございす。しかし、やはり大臣としては懇切を欠き、説明不十分の点もあつたと思ひます。懇切を欠き説明不十分であつた。いま八百屋と魚屋の話が出ました。ああいう部分もそうだと私は思つております。そういう点は以後注意するようにと、しかし秦野法務大臣は非常に正直者で、私は相当な情熱家で正義漢で、そして特に法務大臣として人権擁護に非常な心を砕いている善人であると思つております。したがって、注意をいたしましたのでそれでたくさんである。以後注意するようにということ、本人もそのようにいたしますというところ、ございす。御了承願ひたいと思ひ次第であります。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(安倍晋太郎君) グレナダ事件につきましては、すでに総理から申し上げたとおりでございす。わが方としては、これまですでに何回か申し上げましたように、実力行使を含む事態の発生を見るに至つたことは遺憾であると考えておりますが、一方、今回の米国の行動については、米国人の安全確保の問題や、あるいは関係諸国の強い要請の事情があつたと理解をいたしております。国連総会における決議案の投票に当たっては、同決議案に右の事情に対する配慮が反映されてない、こういうふうな考えましたので棄権をいたしましたわけでありす。

いづれにいたしましても、事態が安定化し、米

国を含む外国軍隊の撤兵が一日も早く完了することを望んでおるわけではございす。(拍手)

○国務大臣(堀内清君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず第一に、今回の「展望と指針」は、一九八〇年代の経済社会の構図と政策運営の指針をできる限り内容的に、いわば定性的にとらえることに重点を置いたものでございす。しかし、数量的には、最も基本的な重要な要素でございすところの成長、物価、雇用について数値、目標を示しているところもございす。このことはただいま総理が御答へ申し上げたところでございす。内外部における経済社会の非常に速い、しかもときに大きな変化に常に弾力的に対応していくためと考へるところであります。

しかし、これまでの経済計画に見られましたような各部門におきましますところの数値等につきましては、必要に応じて、また適当な時期にできる限りリボルビングといったような具体的な適切な形で示すことを考へておるところでございす。次は、わが国の国民負担率の問題でございす。

わが国の国民負担率はヨーロッパ諸国のそれよりも相当低位にあるという現状認識の上に立ちまして、これを、ただいま総理も言われましたが、できる限り守つていく、負担増加を極力避けるという考え方をとりまして、今回の「展望と指針」では、国民負担率はヨーロッパ諸国の水準よりかなり低い水準にとどめることが望ましい、このような考え方をとつておるところでございす。五十九年度予算編成においてもこのような考え方で行われるものと考えます。

第三に、地方財政の問題でございす。「展望と指針」では、厳しい地方財政の現状を踏まえまして、国の行財政改革と同じような考え方から、徹底した見直し、合理化に努めることによつて「交付税特別会計における借入金依存から

1011

が加わり、国家行政組織法改正案が修正されてお
ります。この内容は、法律事項から政令事項にゆ
だねられる省庁の局、部の改廃について、その状
況を国会へ報告する国会への報告義務、及び五年
後に局、部などの総合的検討、官房、局の設置数
の上限百二十八の見直しなど、国会の審議権、行
政関与監督権の調整が図られたものであります。

総理は衆議院での修正をどう考えておられますか。総理の往年の主張である行政府に対する立法府のチェック機能を重視すべきであるという持論からいいますと、まだ十分とは言えないと考えますが、総理はどうお考えでありますか、御答弁をお願いしたいと思います。

他の法律案につきましても、衆議院において公明党を初めとした中道四党の要求事項は政府答弁で受け入れられましたが、改めて問題点を指摘し、政府の方針をお伺いいたします。

まず、総務庁設置法案等についてであります。

今回の総務庁設置法案は、政府は、臨時行政調査会答申の基本的方向に沿って、総理府本府及び行政管理局の組織と機能を統合再編し、総理府の外局として総務庁を設置する旨述べられております。しかしながら、臨時答申は総理府人事局、行政管理局及び人事院の事務の一部を統合し、人事、組織による調整機能の活性化とその総合的な機能発揮のため総合管理庁の設置を提言しているものであります。私は、今回の総務庁設置法案は、総合調整機能の強化は色あせ、単に総理府、行政管理局の局の組みかえにすぎないと思うのであります。臨時答申と今回の法案との関連について総理はどのような見解をお持ちされるか、お伺いいたします。

言うまでもなく、行政改革の柱は中央省庁の整理統合であります。私は今回の総務庁設置を名実ともにその一里塚にしなければならぬと考えますが、総理の御答弁をお願いいたします。

次に、地方出先機関の問題についてであります。

今回の措置は、臨時答申に基づくものとはいえ、昭和四十七年に国会で廃案となった法律案のいわば焼き直しであります。看板のかけかえにすぎないと思うのであります。臨時答申は、出先機関の整理合理化について、ブロック機関、府県単位機関に分けて幅広く統合を提言しているのがあります。今後この地方出先機関の改革について

てどのような手順で推進されていくつもりなのか、総理から明確な答弁をお願いしたいものであります。

次に、許認可等と機関委任事務の整理合理化について伺います。

現在、許認可等は約一万件と言われ、法律数は五百二十から五百三十、今回はその中の三十九件、法律数にして二十六法律の改正をしているにすぎないのであります。また、機関委任事務にしても、三十九十八法律あるうちわずか四十五法律の改正をしているにすぎないのであります。しかも、機関委任事務の整理合理化に当たって重要な視点である地方分権の推進という面に欠けているのであります。総理は今後どのような方針で機関委任事務の整理合理化を進めるお考えか、また地方分権の推進という視点の重要性についてどう考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、今後の行政改革を進める上で特に重要である専売公社、電電公社の経営形態問題についてお伺いをいたします。

専売公社の経営形態問題は、さきに自民党行政調査会は専売公社改革案をまとめたのですが、この内容について、政府の臨時行政改革推進審議会から新しい組織の経営形態はつきりしない点や民営化への将来展望が示されていないなどの点が指摘されております。総理は今後どのように指導力を発揮され、臨時答申に沿った内容に近づけていくつもりか、お尋ねいたします。

さらに、電電公社の改革についてであります。わが党は、かねてより電電公社の経営形態については、今後の事業発展の展望から見て、現行の公社制度から当面公益性を重視した特殊会社に変更し、電報電話事業及びデータ通信回線サービス事業等は新しい特殊会社によって一元的に行うべきであり、分割民営化は慎重にすべきと考えております。自民党行政調査会でも特殊会社方式での結論が出されたと伝えられておりますが、電電公社の改革について次の通常国会にはどのような

な中身で法案を提出されるおつもりか、中曽根総理の見解をお伺いしたいのであります。

最後に、総理は再三にわたり、行政改革に政治生命をかけ断固やり抜くと決意を述べておられます。しかしながら、行政改革という大事業は、総理の決意も大切ではありません。一にかかって国民の政治に対する信頼と協力が大前提となります。いまほど政、官、財界を初めとして倫理の確立を求められているときはありません。私も真に先に政治倫理の確立を叫ぶ理由がここにあります。

先ほど来総理は、倫理問題は大切だ、このように述べておられます。しかし、個人が倫理に外れたときにはこれはもう本人の自由に任せると言わばかりの答弁であります。これでは国会がその機能を発揮することはできません。総理の確固たる答弁を期待して、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

(国務大臣中曽根康弘君登壇、拍手)

○国務大臣中曽根康弘君 中野議員にお答えを申し上げます。

まず第一は、いわゆる田中問題に関しての御質問でございます。

国会が空転しましたことは、まことに国民の皆様が申しわけなく思っております。重要であるとかねがね申しておるとおりでございます。私は、個人の問題とそれから政治家ないし政党という観点からとらえる問題とやはり差があると思っております。

私は田中議員とは昭和二十二年に同じく国会議員になりました同僚でございます。自來三十六年にわたりまして、独立へあるいは日本の復興へ向かって協力をし合ってきた同僚議員であり、友人であります。そういう意味におきまして、一個人として、一友人として田中議員に会いまして、約一時間四十分にわたりまして時局の状況を互いに

話し合い、これに対する收拾、所見等も述べ合ひ、そして私個人としてできる限りの助言をいたしたというのが真相でございます。しかし、これはあくまで個人、友人としての行為であります。しかしながら、国会としてあるいは政党としてどうするかといふことは、先ほど来申し上げましたように、政治倫理全般をとらえてどうのよう政治を澄清清潔なものにしていくか、制度的にどうするか、また個々の議員がいかに自棄自戒する方法を講ずるかということがわれわれの課題になってくると、そう思っております次第でございます。

特に、先般来申し上げますように、国会議員は憲法及び国会法等におきましてその身分が保障されておるわけでございます。これはやはり言論の自由、それから国会議員としての独立性というものを考えましてそのような特別の配慮がなされておるのでございます。その背景には少数者保護という面も強くあるわけでございます。多数党の横暴を排除するために三分の二というものが特に明記されておるわけでございます。そういう意味におきまして、二分の一の過半数で政治的ある決議案を通して、ある意味における強制的にどういうことになるかというのを考えてみますと、にわかには賛成することができないのであります。やはりわれわれはこの少数者の保護、言論の自由の確保という問題は議会政治の生命体であると考えておりまして、われわれはそのような見地に立ちまして行動しておる次第なのでございます。

具体的な改革問題につきましては、先ほど申し上げましたように、新自由クラブとの間におきまして話し合いができて、あれらの項目を誠実に実行してまいりたいと思っております。次に、政局に関する問題でございますが、先ほど来申し上げますように、両院議長さんから御判断をいただきまして、私はこれを尊重しておるわけ

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号

でございます。解散の期日を明示したということ
はございません。

ともかく、中曾根内閣は行革、減税等を中心にするこの全法案の成立にかけておるのであります。これは臨時国会をお願いするところから私が申し上げておるわけなのであります。この不退転の決意で全法案、特に減税や行革法案を成立させるという、この願いのもとに一切をかけて行動しておるわけでございます。議長さんの御判断の中にもその点に関する保証があったように考えております。したがって、その後、国会審議の正常化の問題やら全法案の成立がどういふふうになるかという推移を見まして、この時局に関する私の判断も固めていきたい、このように考えておるところでございます。

秦野発言につきましては、先ほど申し上げましたように、本人に以後注意と、本人も釈明してまいっておりますので、御了承願いたいと思う次第でございます。

次に、行政改革、財政再建の基本的な考えをお尋ねいただきました。

行革と財政改革というものは車の両輪のごときものでございまして、新しい時代に対応して機動力のある、活力のある政府あるいは国民生活をつくっていくために、いまだどうしても回避できない大きな仕事になっておるわけでございます。このような意味において、まず臨調答申を基本にして、その臨調答申のプリンシプルに沿って財政の改革あるいは経済展望というものが出てまいりまうわけでございまして、経済展望はすでに出てまいりました。今度は財政改革の長期構想につきましては、大蔵省に鋭意検討させておるところでございます。要するに、歳入歳出構造を全般的に見直して、そして次の時代にたえ得る活力ある政府をつくっていくということが中心ではないかと思ひまして、そのように努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

この改革につきましましては、時代の変化に即応し

た再編成によつて行政の機能、役割りを適切なものに改めるという趣旨のもの、今回の国家行政組織法の改正や総務庁の設置法案がこういう性格でございまして、行政の実質的な簡素化、効率化を目指すもの、これは府県単位機関の整理法案あるいは許認可事務、機関委任事務等の整理法案等がこれに当たります。

なお、具体的に人員等の削減問題につきましましては、毎年度予算編成のときに現実的に千四百人とかあるいは千七百人とか、次第次第に実際の削減をふやしております。所期の臨調答申でいたった線に沿ひまして、いま実際の人員の削減にかかつておるところでございます。

次に、国家行政組織法の問題でございますが、衆議院段階で御修正をいただきました点はわれわれもよくこれを心得まして、立法院と行政府との調和を適切に行うようにわれわれとしても努力してまいりたいと思つておるところでございます。

次に、総務庁設置問題でございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、人事、定員の管理、それから組織の管理、それから行政監察機能、それから特定事項における総合調整機能と、こういう面で一つの役所に統合いたしまして、そして行革の土を上げたと思つて努力しておるところでございます。

中央省庁の整理統合の問題でございますが、今回は総務庁設置法をお願いしておりますが、この国家行政組織法が成立いたしますれば、この法律の適用によりまして、八省庁において自己改革法案をいまい用意、準備、検討しておるところでございます。たとえば運輸省は許認可官庁と言われおりますが、政策官庁に脱皮せよ、総合的な陸、海、空を通ずる政策官庁に脱皮する、そういう方向で運輸省の改革法案を準備、検討しておるところであり、八省庁において同じようにやっておるところでございます。この法案の成立を待ちまして、そちらの方へ速やかに努力してまいりたいと思ひますし、また中央省庁の統廃合は今後

も引き続き検討してまいりたいと思つておるところでございます。

出先機関の整理合理化につきましても、臨調答申から御指示を受けまして、今回は府県単位機関の整理をやっております。プロック機関それから府県単位機関、府県単位機関の中には支所とか出張所とか事務所とかそういうものもございまして、これらも逐次行革の臨調答申の線に沿ひまして整理統合をさらに進めてまいりつております。

機関委任事務につきましても、二年間に全体として少なくとも一割程度の整理合理化を進めようという第三次答申の線に沿ひまして、いまそれを行つておるところでございます。なお、臨時行政改革推進審議会におきましても機関委任事務等の見直しをいまやっております。われわれは次に引き続いて機関委任事務の整理について邁進してまいりたいと思つておるところでございます。

専売公社の経営改革の問題は、専売公社につきましましては要するに企業性とそれから労働三権の問題等がございまして、そのほかにはこの小売人あるいはたばこの耕作者の問題というのもございまして、それらを全部よくならぬながら、十一月一日開催の政府・自由民主党の行政改革推進本部常任幹事会におきまして自民党の橋本行財政調査会長から示された案をもとに、今後政府において具体的作業を進めようということで決定いたしました。公社改革の基本方針といたしましては、葉たばこの耕作者あるいは小売人の立場を十分尊重し、配慮を加えながら、企業性と労働三権の問題を調整しようという考えで案をつくつて、次期国会に提出すべく努力しておるところでございまして、

電電公社につきましても、同じようなラインで努力しておるところでございます。

最後に、行革を推進する上に政治に対する信頼感が大事であるという御指摘は、まことにこもった御指摘であると思ひます。われわれもただ

いまの御指摘を身に体しまして、誠心誠意努力してまいりたいと思つておるところでございます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) 安武洋子君。

〔安武洋子君登壇、拍手〕

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、行革関連六法案に閣内総理に対して質問をいたします。

最初に、中曾根内閣、自民党が、田中議員辞職勧告決議案の棚上げと一連の悪法の成立を図るために、単独強行採決、単独会期延長のファッショ的暴挙を相次いで行つたことに対し、厳しく抗議をいたします。また本院でも、わが党は早くからロッキード事件に係る政治的・道義的責任究明に関する決議案を提出しており、本日の本会議で委員審査省略動議を議題とした上、これを上程するよう強く主張したにもかかわらず、他党の合意を得られなかったことはきわめて遺憾であります。言うまでもなく、行革の原動力は汚職、腐敗政治の根を絶ち、清潔な政治を実現することであり、そのためにいまだ何よりも優先すべきは、田中元総理の議員辞職と政界からの引退を図ることであり、そのところが、総理や自民党はさまざまの口実を設け、徹頭徹尾田中元総理を擁護し、田中戦路に沿つて、解散までそれに利用しようとしてゐるのであります。

そこで、まず総理に伺ひますが、総理はわが党の宮本議長の質問に対し、ロッキード事件の政治的、道義的責任の有無を調査することが国会の役割であるとして明確に述べた七六年四月二十一日の衆参両院議長裁定を尊重すると答弁されました。だとすれば、議長裁定に基づいて田中元総理に対する議員辞職勧告を採決することは、国会として当然の責務ではありませんか。それとも総理は、田中元総理には一切の政治的、道義的責任はないとも言ひ張るのでしうか。中曾根内閣、自民党が田中議員辞職勧告に反対し、田中擁護を固く続けることは、田中元総理の言葉をかりれば、総理

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務庁設置法の一部を改正する法律案並びに行政事務の簡素化及び整理に関する法律案(略)

は帽子にすぎず、中曾根内閣、自民党は、田中元総理と田中軍閥の数の論理によって強力に支配されていることを自認するものとみなされても仕方がないではありませんか。明確な答弁を求めます。

先般、総理は田中元総理と会談し、田中元総理に側近の情を示し、その経過を報告した総務会では涙まで流されました。しかし結果は、田中元総理の居直りを確認しただけなのに、それでけじめがついたとし、悪法の採決が強行されました。そこで伺いをいたします。

一つ、何ゆえに一国の総理が刑事被告人である田中元総理とわざわざ時局諸問題について懇談をする必要があったのですか。

二つ、時局諸問題という、解散問題についても話したのですか。

三つ、友人として助言したと言っておられるが、何の問題で何の助言をしたのですか。

四つ、この会談でけじめがついたとしておられるが、何にどんなけじめがついたのですか。

以上四点について総理の明確な答弁を求めます。

さらに許しがたいのは、秦野法務大臣の暴言であります。政治家に徳目を求めるのは八百屋で魚を求めるようなものと汚職政治を当然視する暴言は、みずから法務大臣の資格のないことを明白にしたものであり、全国会議員に対する重大な侮辱でもあります。総理に対し即刻罷免するよう強く要求いたしますが、明快な答弁を求めます。

総理は、行革は国民的な支持を受けていると強弁されています。しかしその中身は、軍拡と大企業、農産物を優先する一方で、福祉、教育、中小企業、農業など国民生活のあらゆる分野への犠牲の押しつけになっております。だからこそNHKの調査でも、国民生活へのしわ寄せが目立っているという声が圧倒的になっております。健康保険法の大改悪や私学助成の大幅切り下げなど国民生活破壊の方針を撤回するとともに、四十人学級の凍

結などを決めたさきの行革一括法を直ちに廃止するなど、国民生活擁護の方向に転換することこそが国民の声にこたえる道ではありませんか。答弁を求めます。

臨調行革は、増税なき財政再建を一枚看板としてきました。ところが、政府税調の新中期答申を貫くものは、増税なきどころか、まさに増税への異常な熱意であります。現に政府の減税なるものが酒税、物品税など間接税増税と抱き合わせのものであり、最低税率の引き上げも含め、圧倒的な国民にとっては減税どころか税負担の増大をもたらすものであります。

総理、答申は、国民が最も知りたい租税負担率をどうするか、これについて肝心の数字を押し隠しておりますが、一体どの程度引き上げるおつもりですか、お伺いをいたします。

次に、国家行政組織法関係二法案は、行政組織の改編に対する国会のコントロールを骨抜きにしようとする、憲法原則と議会制民主主義を真っ向から踏みつけるものでございまして、

現行法が部局の設置を法律事項としてきたのは、当時の本院決算委員長が本会議報告で、「従来の旧憲法の官制大権のごとき思想をさりと捨てて、すべては国民の代表たる国会におきましてこれを決定すべし」とする国会至上主義の実現でありました。我々憲法を最も合理的に運用せんとする考えを持つ者にとりまして、これは重大原則の確立であります。と述べているところでも明白であります。今回の二法案は、この重大原則を突き崩そうとするものではありませんか。この点で

も議会制民主主義に対する根本姿勢が問われているのであります。総理の明快な答弁を求めます。

総理、さきの日米首脳会談で、レーガン大統領によれば、総理はアメリカの要請にこたえて軍事分担保について重要な約束をしたと言われている。総理は一体どのような軍事分担保を約束されたのか、その内容を具体的に明らかにしたい。答弁を求めます。

行革の名のもとに、国民生活の全分野にわたる犠牲を求めているそのときに、日米運命共同体路線に基づいて重要な軍事分担保を約束し、さらに軍拡を進めようとする、これこそが中曾根行政改革の実態であります。いま、軍事費を削って福祉、医療、教育に回せ、この声は日米欧九カ国の世論調査の結果によってもすべての国で過半数を占め、文字どおり国際的潮流となっているのであります。軍縮こそが真の行政改革ではありませんか。

わが党は、軍拡と国民生活犠牲の中曾根行革に反対し、汚職、腐敗を一掃して真の行政改革を推進するために全力を挙げて闘うことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 安武議員にお答えをいたします。

まず、政治倫理の問題でございしますが、先ほど来申し上げましたように、政治倫理は政治家にとりまして重要な問題である政党各派にとりまして非常に重要な問題であると考えております。したがって、組織といたしまして、党といたしまして、あるいは政治家といたしまして具体的にどういうふうな政治倫理を進めようかという点につきまして、先ほど来申し上げましたように、私は党総裁として党に対して六項目にわたる考えを示し、その検討も依頼してきたところでございます。そして昨日、新自由クラブとの間におきまして話し合いが成立いたしました。あの項目を実現することとに努力してまいりたいと考えております。

私は、個人の問題はなかなかむずかしい憲法あるいは国会法上の問題もございまして、意見の対立するところもあると思っております。いまのような制度の改革とかあるいは議院全体として行方問題等につきましても、ただいま本院におきましても協議会が成立する由でございしますが、ここであるお示しいただいたことをわれわれはこれを検討の上守っていく、それを実行していく、これが政治倫理実現の具体的方法ではないかと考えております。

りまして、そのようにしたいと思うところでございます。

私が一番心配しておるのは、戦前の齋藤隆夫先生を除名したような、あのような過ちを再び国会が繰り返してはならない、少数者やあるいは言論の自由を傷つけることがあってはならない、これが最大の関心事であり、われわれの責任である、このように申し上げる次第なのでござい

ます。

次に、総理は帽子かという御質問でございしますが、私は、内閣首班と言われているので、帽子ではなくて首じゃないかと思っております。つまり頭と顔ではないかと、そう思っております。

次に、田中・中曾根会談におきましてどんな話をしたかということでございますが、これは友人といたしまして、先ほど申し上げましたようにいろいろ時局の問題を話し、かつまた政治倫理の問題も話しまして、友人としての助言をいたしました次第でございまして、解散問題などはもちろん話してはおりません。

次に、秦野法相の問題でございしますが、私は、あの表現が必ずしも適切でない、したがって、以後注意すべしと言いまして秦野法相に注意を与えました。秦野法相からは私に對しまして釈明がございました。これで御了承を願いたいと思う次第でござい

ます。

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号

けるのではないかという御質問でございますが、そういうことはございません。やはり活力ある政府、国民生活を回復していくためにいまこのような改革をしなければならぬときに来ておるわけでございます。国民の皆様方にも御理解をいただいて推進してまいりたいと思いますが、幸いに土光さん等の御努力によりまして、行革に対する国民の皆さんの御理解は非常に深く進んでおると思っております。政府としては、この国民の皆さんの御意思を体しまして公平、公正な行革を進めていきたいと思っております。

私学助成の問題とかあるいはそのほかの諸問題、四十人学級の問題であるとかいろいろな問題もござりますが、これらはいずれも臨調答申を受けて私たちが推進してきた政策でございまして、御理解をいただきたいと思いますのであります。

次に、税調の問題についてお話がございました。

今回の中期答申は、財政改革を進めるに当たっては、まず徹底した経費の節減合理化による歳出の抑制に努むべきであり、その際に、制度、施策の基本にまで立ち至った歳出構造の抜本的な見直しを要請されるとしております。また他面、歳入面につきましては、社会経済情勢の変化に対応して絶えず見直しを行い、税制をより公平かつ経済に中立的なものにするように努力すべきである、こういう基本認識のもとに考えが打ち出された次第でございます。多分に定性的な性格を持ちまして、定量的な性格はございません。われわれははたして、定量的な財政再建の理念をあくまで堅持いたしまして、今後も努力してまいるつもりでございます。来年度予算の編成に当たりまして、原則として総合的に負担増をもたらないような考え方に立って編成してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、国家行政組織法の問題でございますが、これは昭和二十二年と今日とはもう大分変わって

おりまして、議会民主制、議院内閣制も相当高度に成長し、各役所に対する議会の統制力、監視力というものも画期的に増大して充実にきておるわけでございます。しかも時代は非常に変化に富んだ時代で、行政の方も新しい時代に対応するように自己改革を機動的に適切にどんどんやってくるかなければならぬときに来ておるわけでございます。そういう意味から国家行政組織法の改正をお願いします。願いましたし、次第で、要するに自律的な対応能力をここで認めていただきたいという趣旨に基づくものであります。御理解をいただきたいと思ふ次第でございます。

なお、レーガン大統領との話で、軍事分担について重要な分担を約束したのではないかというお話でございますが、そういうことはございませう。これは記者会見に発表したとおりでございまして、これは鈴木・レーガン会談の声明、あの線に沿ってわれわれは今後も努力していくということを一貫して申し上げてきた次第であります。なお、先ほど来申し上げましたように、東京声明につきましてもいろいろ懇談をいたしまして、粘り強く相手方と交渉して、そして交渉のテーブルを離れない、中間的な段階案あるいは漸進案も辞すべきでない、そういうような点についてもレーガン大統領は共鳴していただきました、これを支持していただくということになったわけであります、この線をますますわれわれは堅持してまいりたいと思う次第でございます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) 伊藤郁男君。

〔伊藤郁男君登壇、拍手〕

○伊藤都男君　私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となっております行革関連六法案に関しまして、総理並びに関係閣僚と質問をいたします。

行政改革は、現下未曾有の財政危機を克服し、活力ある福祉社会建設の基盤を築くために不可避の国民的課題であります。また、行革の断行には

総理のリーダーシップの発揮と国民の理解と協力が不可欠であります。そのためには、まず何よりも政治と行政に対する国民の信頼を確保すること、これが絶対必要なのであります。この点、さきの田中元総理に対する有罪判決ほど政治に対する国民の信頼を著しく失墜させたものはありません。

わが国の将来をかけた行政改革は、ここに一大試験のときを迎えているのであります。この試験を乗り越え、行政改革を推進できるかどうかは、政治倫理を確立し、国民の政治不信を払拭することができるかどうかにかかっていると云わなければなりません。そして、この点こそ総理のリーダーシップの発揮が強く求められているのであります。

そこで、私は、まず冒頭に総理にお伺いをいたします。総理は、田中元首相の政治的、道義的責任についてどのようなけじめをつけるおつもりですか。また、政治腐敗を根絶するために政府として今後どのような措置を講ぜられるのか、明快なる御答弁をいただきたいのであります。

さらに、これと関連して、さきの参議院選挙においては官庁ぐるみの選挙運動が目にあまるものがありました。官僚が国民の血税で賄われる補助金や公権力を選挙運動に利用することは許されません。それは国民の政治不信を一層助長させるものであります。官僚の最高の地位にある総理は、今度の総選挙において二度と再びこのような事態が繰り返されないよう厳しく監視すべきであると固執しますが、総理の決意をお伺いしたのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

第二に、減税問題についてお伺いをいたします。

政府、自民党は、さきに五十八年一千五百億円、五十九年七千億円の所得税減税を中心とする減税案を提示されましたが、これはその実施時期、規模等あらゆる点において景気浮揚に役立つ相当規模の大幅減税実施を約した与野党合意の趣

旨に全く反するものであり、きわめて遺憾であります。のみならず、政府が減税財源確保の名のもとに、来年度において間接税等の大幅増税や所得税の最低税率の引き上げをもくろんでいることには、とうてい容認できません。このように小規模でかつ増税との抱き合わせによる減税によつては、多くの国民の要望である税負担の軽減も速やかな内需主導型の景気回復もとうてい望めません。わが党は政府に対し、このような見せかけ減税の方針の撤回を要求するとともに、国民の各階層に配慮した一兆四千億円の本格的な所得減税の五十八年度実施を強く求めるものでありますが、これについての総理並びに関係大臣の御所見を求めるものであります。

第三に、増税なき財政再建についてお伺いをいたします。

中曾根内閣は、これまで臨調答申のかなめとも言うべき増税なき財政再建をその最大の公約としてこられました。しかるに、最近その公約の実現に對する政府の姿勢が大きく揺らぎ、次第に増税の影を濃くし、国民の不安感、不信任感を増大させていることはきわめて遺憾であります。一昨日の政府税調の中期答申は、「物品、サービス等に係る課税ベースの拡大」の検討をうたい、將來における大型間接税の導入に道を開くとともに、来年度における物品税、酒税などの大幅増税を認めたとのことであり、とうてい容認できるものではありません。かかる大増税路線は、政府公約たる増税なき財政再建に全く反するものであり、税負担の軽減を求める多くの国民の要望に逆行するばかりでなく、現在の景気低迷を一層長引かせることは必至であります。

さらに中期答申は、五十八年における大幅な所得減税実施の見送りを追認するのみならず、自動車運転免許税の導入、自動車関係諸税の増税など大衆増税を図ろうとしているのであります。

わが党は、積極経済政策への転換と行財政改革の断行によってあくまでも増税なき財政再建を達

特に、このたびの、いま御審議をいただいております五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案、この問題につきましては、与野党合意を背景とした衆議院の議長見解、また本院における予算委員長見解、そしてまた国会における各種委員会での議論等を詳細に税制調査会の方へお送りいたしましたして、それらを土台としていろいろな御議論をいただいたわけでありました。したがって、減税を行うには財源が必要であるという原則から考えてみると、今日の御審議いただいております法律は、与野党間の合意に沿うべく政府としてはまさに最大限の努力を行ったものである、このよう

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号

に御理解を賜りたいと思うのであります。

増税なき財政再建、まさに総理からお答えがありましたとおり、安易な増税を念頭に置くということではなく、行財政の守備範囲を見直す、こういう見地から徹底的にこれを堅持してまいらるべきものであるというふうに考えております。

そして次には、五十九年度以降のいわゆる補助金問題等に対しての御議論もございました。

補助金というのは、一定の行政水準を維持していくためには重要な政策手段としての機能を果たしております。しかし、既得権化したり慣性的運用に陥って硬直化しやすいなどの弊害も従来から指摘されておるところであります。こうした弊害を除去して、まさに効率的な財政資金の使用と行政運営の効率化を図るために、すべての補助金等について見直しを行いながら整理合理化を今後とも図ってまいりたい、このように考えておるわけでありまして、なかんずく、臨調答申及び行革大綱の趣旨に沿って、公的部門の分野に属する施策のあり方及び国と地方の費用分担のあり方の見直しを行いながら補助金等の総額を厳しく抑制していかなければならぬ、このように考えております。

それから、補助金の統合等の問題につきまして、かねて民社党は第二交付税制度創設等を要求しておられます。これは確かにむだや労力を省き、地方の自主性を尊重するという御趣旨からは十分理解できます。しかし、現実問題としては、たとえば道路整備交付金とか河川整備交付金というように地方団体に一括して交付するという提案にはなじまない問題もたくさんございますので、現実問題としては慎重ならざるを得ないと思っております。ところであります。しかし、類似目的の補助金等これらはまさに地方公共団体の自主性の尊重あるいは資金の効率的利用、事務の簡素化、そうしたことからいたしまして、極力統合メニュー化を推進してまいりたい、このように考えております。

以上で私の答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣(齋藤邦吉君登壇、拍手)〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私に対しての御質問にお答え申し上げます。

まず最初は、中央省庁統廃合の問題でございますが、この問題は行政改革の重要な課題の一つでございます。今、臨調答申及び新行政改革大綱に基づきまして総務庁の設置などを提案申し上げた次第でございます。今後とも内外の情勢の変化、事態の推移等を見詰めながら臨調答申に沿って検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

次は、出先機関の整理等々の問題でございますが、今回御提案申し上げております法律におきましては、地方行政監察局、地方公安調査局、財務部の三つの府県単位の機関をそれぞれその業務の縮小改組を行い、そしてそれぞれの事務はブロック機関にこれを集中して処理していただく、こういうやり方を行い、要員の規模もこれに即応して縮減をいたしたいと考えておるわけでございます。また、さらにそのほかの地方の出先機関、支所、出張所等につきましても、五十九年度からその整理合理化を積極的に進めてまいりたいと考えております。

しかし、御提案にありましたように、現業関係を除いて全廃してはどうかという御提言でございますが、この問題につきましても、国と地方の任務分担あるいは財源配分、いろいろな問題等がございますので、一律に廃止するということについてはなかなか賛同いたしかねると思っております。それから次は、公務員の定員削減の問題でもっと改定強化すべきではないか、こういう御意見でございます。

御承知のように、国家公務員の定員削減につきましては、臨調第一次答申を踏まえまして、昭和五十七年度から五年間五割削減するという第六次削減計画を現在実施しておる段階でございます。もうした削減計画の中で、たとえば国立大学の施設

とかあるいは国立病院の整備といったふうな新しい緊急な行政需要にいたえながらも、今日まで相当な公務員の削減をいたしております。たとえば五十七年度におきましては千四百三十四人、五十八年度におきましては千六百九十五人、こういうふうな公務員の数を削減して実績を上げておるところでございます。私どももいたしましてはまずこの計画を着実に実施するということが先決ではないか、こういうふうな考え方をしております。しかしながら、今後とも私どもは定員削減につきましても積極的に努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(山本幸雄君登壇、拍手)〕

○国務大臣(山本幸雄君) 去る十六日に税制調査会から、「今後の税制のあり方についての答申」というものがあつたわけでございますが、この答申の性格につきましても先ほど総理からお話ございました。つまり、これは中長期的な観点から見た税制のあり方について基本的な方向が示されておるものだと思うのでございます。御指摘にありましたような個別の税制の問題につきましては、来年度、五十九年度以降の各年度の税制改正に当たって改めて税制調査会において十分に御審議をいただき、その結論を待つて対処すべきものである、こう考えておるのでございます。

それから、民社党からかねて御提案がございする第二交付税制度の創設ということにつきましては、先ほど大蔵大臣から御答弁がございまして、全く私も同意見であります。地方財政をいたしましては、やはり補助金のメニュー化、統一化ということについてはいい方法であると思っております。ただ、公共事業についての補助金を交付税制度に変えるということについては、実際問題として、現実の問題として慎重に検討をすべき課題であるように思っております。その点は先ほど大蔵大臣の御答弁と同じ意見でございます。

それから、五十九年度予算要求に当たりまし

て、地方に負担を転嫁しておるのではないかと、うお尋ねがございました。

これは地方財政も非常に厳しい状態にあります。と同時に、国の方も非常に厳しい状況にあると思っております。そういう中において、私どももいたしましては国と地方との協力をしながら財政を運営しなければならぬものである。しかしながら、単なる国から地方への負担の転嫁ということにつきましては、これはやはり排除をいたしてまいらるべきように私どもは願ひをしていかなければならぬ、こう思っております。

減税につきましても大蔵大臣からも御答弁がございました。地方税の関係におきましても六百億を五十八年度分としてやり、あるいは来年度は本格減税として三千億を減税するというのは、私は厳しい地方財政の現状から見まして相当思い切ったやうな、こういうふうな考え方をしております。まして、どうぞさういふこと御理解を賜りたい、こう思っております。(拍手)

〔国務大臣(林義郎君登壇、拍手)〕

○国務大臣(林義郎君) 伊藤議員からお話がございましたのは、健保本人給付率の引き下げは国民に財政の張じり合わせのしりぬぐいをさせるものではないか、こういうお話でございます。

実は、日本の医療費はいま一兆円ずつ伸びておる。もう大変なことになっておる。今後この傾向がほうっておくと続くと言われておるところであります。もちろん人口の高齢化や成人病の増加、さらには医療技術の高度化などによりましてという面もございしますが、やはり医療費を取り巻く問題というのは国民的には大変な不信をもたらし出たりなんかしている。いろいろな点で新聞や国民の信頼をかなえられなければならない。ほうっておきますと、私は国民や国の負担能力をはるかに超えてしまふようなことになってしまふのではない

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに行政府の事務の簡素化及び整理に関する法律案(題名略)

かと思うわけにあります。

臨調答申でも指摘しておりますように、いろいろな点はやっていかなければならない。診療報酬や薬価基準の合理化、レセプト審査や指導監査の充実強化など医療費適正化対策を強力に推進していくことが必要でありますし、また不正や過剰診療をなくし、薬づけ医療の問題にもメスを入れていく方針であります。被用者本人の給付率の引き下げは、十割給付のままで薬剤や検査が多過ぎるという弊害が出ておるわけであります、このような乱診乱療を抑制するためにも考えていかなければならないものだと思ふわけであります。受診時に若干の負担をお願いしまして、プライスメカニズムが働くようにしたいというのが基本的な考え方であります。

本来、社会保険というものの果たす役割りは、病氣になったときに大変多くの出費を強いられる、そうしたものに付きましてこれをカバーリングすることにあるだろうと思うわけであります。したがって、患者一人当たり五万四千円、低所得者の場合には三万円を超えるような場合には保険が全額をカバーしていこう、こういう制度になっておるわけでありまして、国民に過剰な負担となるようなことなく、病氣になったときには安心して医療が受けられるような体制はぜひ堅持をしてまいりたい、こういうふうに考えておるところであります。

また医療保険全体を通じて見ますと、被用者本人は十割、家族入院入割、外来七割、国保の入院、外来とも七割という給付について格差があります。御承知のように、国民健康保険というのは零細企業者である、自営業者である、あるいは農家の方々である、そういった方々の保険でありますから、そういった方々にしわ寄せをするようなことはいけません。やはり国民全体が公平の観点に立ってやっていかなければなりませんから、私は、給付率というものはできるだけ早い機会に一本化していくことが望ましいことだというふう

に考えておるところであります。

こうした基本的な考え方のもとに立ちまして、今回の改正案を考えているところであります。單に財政的な観点から、その帳じり合わせのためにやったなどというものでは決してはいないわけでございます。この問題につきましてはいろいろな御意見がある。各方面の御意見も十分に拝聴しながら、給付と負担の両面にわたる見直しを行い、医療保険制度のトータルな改革を進め、国民の信頼のおける医療にしたいと考えているところでございます。

それからもう一つ、御質問の中でちょっとよくわからなかったのですが、生活保護につきましては地方負担増を考えているのではないかと、というような御質問があったようにお受けしましたので、この点についてお答えいたしますが、生活保護制度につきましては、来年度予算編成については特に地方負担の割合を増大させるようなことはいまのところ考えておりません。ただ、生活保護制度の運用につきましてはいろいろと問題があることも事実でありますし、その適正化を図っていくかなければならない。引き続き国、地方公共団体が一体となりまして不正受給防止対策の徹底を期してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長（木村睦男君） 青木茂君。

〔青木茂君登壇、拍手〕

○青木茂君 参議院の会を代表いたしまして、これから行革法案並びにその周辺の問題について御質問申し上げます。

総理は大変「静かな改革」という言葉をお使いになつておりますけれども、軍事だとか防衛だとか、あるいは増税、そういう問題は大変静かどころか、足音が高い。しかしながら、肝心なためのこの行革の問題というのは少し静か過ぎて、足音が聞こえないどころか、影も見えない。今度の行革法案も、これが果たして財政再建に役立つ行革かいなという疑問はなしとしないですね。

その間に、国民生活は非常にパニックの状態になつてゐる。いわゆる九割中流が幻になつてまいりまして、非常に生活の圧迫がひどくなつてきている。時間が余りたくさん与えられておりませんから、たくさんのお金は引けませんけれども、昭和四十九年においておれわれが一月間に納める税金は、肉か野菜の一月分に買う総量のどっちかを犠牲にすればよかつた。ところが、いまや肉ブラス野菜の合計額を犠牲にしなければならぬところまで来てしまつた。これは非常にパニックになつております。

しかしながら、いろいろなことをやっていく上において、は、一步一步前進はしなければならないだろう。だから、現在の政府が御提出になつておりますところの法案、これは一步一步やるという意味の最初の第一歩としてあるいはやむを得ないかもしれない。しかし、これでは肺炎になりかけている患者にビタミン剤さえ与えておけばそれでいいんだという考え方なのですよ。それじゃ困るから、ここでどうしても応急手当て、抗性物質を出していただきたい、それをまず御質問を申し上げるわけなのです。つまり、現在の法案で大夫夫とお考えなのか、ここでビタミン剤に加えての抗性物質の投与が現在必要なのかどうか、そのどちらでお考えになるかということをまず第一に御質問申し上げたいと思うわけでございます。

これは必要である、何か抗生物質が必要であるといふふうになりましたら、これは政府も十分いろいろな方法をお考えいただきたいし、またわれわれも考えていかなきゃならない。優秀な政府組織をもつてすればできます。私はウナギ屋のせがれですけれども、いまウナギ屋がフランス料理を売っている時代なんですよ。材木屋がビル建設を請け負つてもいい時代なんですよ。そうなりますと、方法はあると思うのです。

たとえば、私は政府の減税案に上積みいたしました、赤字国債でも建設国債でもない二兆円規模の国債を出したらどうだ、そうして、それを戻し

税減税の方式でやって、毎年の脱税額というのか、漏れた税金というのか、それで返していくようにすれば、日本経済に何らの悪影響も及ぼさずに二兆円の上積みが可能だ。戻し減税ですから、国債の追加発行は必要ないんですから。そういう対策を一応持っております。国債を発行して脱税額で返していく。いま七千億円ぐらいあるわけですから、何も徴税を強化しなくても、漏れた税金が。こういう方法をおとりいただけるかどうかというのを、ひとつ永田町用語でなしに一般的な辞書にある言葉でもってお答えをいただきたいのです。あるいは現首相と元首相の対話のようにわからない言葉でなしに、明確にお答えをいただきたいと思うわけです。

それから、現在の法案でいいのだ、やる必要ないのだということならば、これは私はややものぐさに過ぎると思います。ある意味におきましては内政版非武装中立論だと思えます、生活パニックという敵が攻めてきているのだから。外交版非武装中立論は、まだ戦争は嫌だというロマンがあるのです。だが、内政版非武装中立になると国民生活に思いやりを持っていただきたいと思うわけでございます。これがとにかく基本的な御質問でございます。

それから第三の御質問といたしましては、これから減税をやっていく場合におきましては、不公平な税制を打破改善するという意味におきまして、給与所得控除中心の減税が至当だと思われるけれども、そこら辺の御見解はいかがでございますか。

それから第四、増税なき財政再建。これは単なる理念として、理念という言葉が非常に出てくるのですけれども、理念としてでなしに、増税なき財政再建をこれからの政治の聖域と考えていたいただきたい、つまりいかなる例外も認めないという形の。これも国民にわかるような明確な御返答をいただきたいということ、第四点でございます。

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号

第五点、行革の中心は官庁の統廃合もさることながら、やはり膨大なるところの補助金の整理、官僚の天下り機関にすぎないところの特殊法人の大幅削減、そこに主軸が置かれなければならないことは、これは当然なんです。それをどのよう具体的なプランで、理念的プランじゃなしに具体的プランでお進めをいただけるか。余り長考一番でなしに、速やかに具体策を出していただきたい。

とにかく、政治の原点はやはり私は国民生活の向上にあると思います。国民の家計簿を黒字にすることにしたいと思います。そこがいろいろいいかげんになってしまつて、国民の不在あるいは倫理の不在、そういうことばかりやつていらつしやうたのでは、国民は初めはこれはあきれ果てるでしょう。やがては嫌悪しますよ。結局民主主義そのものを憎むかもしれない。否認しかねないかもしれない。総理は、戦後政治の総決算とおっしゃいましたけれども、これが戦後政治の総決算に逆にならずに、限らないわれわれの仲間の血を流したところの、そしてようやく獲得した戦後の議会制民主主義の総決算になりかねない。来るべきものは非常にこわいです。そこら辺のところは十分ひとお考えをいただきたいと思ひます。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○国務大臣(中曾根康弘君) 青木議員にお答えをいたします。

現在の行革はなまぬるいじゃないか、ビタミン剤と同時に抗生物質を与えたらどうかと、こういうお話でございますが、私は抗生物質を与え過ぎると肝臓が悪くなると思ひます。隆の里みたくに体質改善、気力充実、これで自分からの自活能力を強めるという形が一番やはりいいのであると考えておるわけでありまして。多少きついことであり、つらいことではあつても、しかし体質改善、気力充実で彼はとうとう横綱までいったわけでありまして。

日本がこれだけ水ぶくれになりまして、どつち

かと言へば糖尿病的に肥満体質になつておるのを治すには、やはり余り安易な簡便な方法に頼らないで基本的なところから改革していかなければならぬ。それには時間がかかる。しかし時間がかかるが、行革というものは三代、十年かかる、三代の内閣で十年かかる、私はそう言つておるのでございまして、うますたやまず引き締めてやつていくという積み重ね以外にないと思つております。

ですから、財政再建にも資するように、たとえばゼロシリング、その次はマイナス五〇％シリング、物によつてはマイナス一〇％シリング、そういうふうな自分でこの体質改善のためにむちを当てて財政的にも苦しいことをやりつつあるわけでありまして。しかし、その中で大事なことは、増税なき財政再建を堅持していくということございまして、これはいままで答弁してきたとおり、これを守つていくことに全力を傾けてまいりたいと思つておるわけなのでございまして。

次に、長期的に据え置かれておる中堅所得層の問題でございまして。

この御意見については私も原則的に賛成でございます。中堅所得層、特に家庭持ちの皆さんの減税というものを次の所得税改革のときに大きく考える必要があると、このように考えております。税調の答申の中におきまして、この点に触れた点がございまして、「長期的に据え置かれてきていた控除率適用対象収入範囲については、中堅所得者層を対象として若干の調整を行うのが適当」と、こう書いております。この文章をわれわれはよく注目いたしました。中堅所得層、つまり家庭持ちのサラリーマンの減税につきまして、特に次は留意してまいりたいと考えておるところでござい

ます。補助金の大幅削減については私も同感でございます。いままでも努力していらっしゃるでござい

成、各論反対といふのが多いのです。現実問題に

なりまして、したがひまして、補助金の内容にも

よりまして、われわれとしてはできるだけ適正な

ものを選び出して削減をやりたいと思ひますの

で、総論賛成、各論賛成といふところまで御協力

願ひたいと思つておる次第でございまして。

特殊法人の整理削減等についても、これを計画的に実行してまいりたいと思つております。新行

革大綱におきましては手順を決めております。こ

の手順に従ひまして実行してまいります。

臨調答申で指定した特殊法人は七十一法人ござ

いまして、統廃合を指摘されているのは、たとえ

ば医療金融公庫とか国立競技場とか七法人があり

ます。それから民間法人化するのが適当であるとい

ふのは、農林中央金庫とか中小企業投資育成株

式会社とか二十法人ございまして。それから事業

の縮小は、雇用促進事業団とか住宅・都市整備公

団と四十四法人ございまして。これらのものは臨調

答申どおりやつていかうかは精査を要するとい

うでございましてけれども、この臨調答申という

ものをわれわれはかなり重く見まして、特殊法人

の整理統合、合理化につきまして次の段階で努力

してまいりたいと思つております。

残余の答弁は、大蔵大臣にお願いいたします。

(拍手)

それから、そのための財源は赤字国債によらないこ

とも意見の一致を見た。また最近の議論の中に、

与野党の話し合いの中に、いわゆる戻し税はとつ

てはならない、こういう議論もまた意見の過程で

はあるわけでございます。そうしたいらうる意見

を集約いたしました。私どもがこのたび考へて

おりますのは、いわゆる戻し税といふものにも定義

をどうするかといふとむづかしい議論はございま

すけれども、そうした臨時的なものではなく、課

税最低限の引き上げ等の恒久的制度改正によるも

のである、これが国民の要望しておる所得減税で

あるという認識の上に立つて、今日御審議をいた

だいた、今後また御審議をいただくことになるう

ると思ひます。

それからもう一つ、いわゆる脱税摘発額の問題

がございまして。これはすでに年々の税収に含ま

れてまして歳出に充てられておりますので、新たな

減税財源として予定することは、これはできな

い。また、これを当てるに減税を行うことはでき

ない。すなわち、やっぱり国民は神様でありま

すし、性善なる、そして善良なる納税者に対して

あらかじめ脱税があるではなからうかという予見

を持つといふことは非礼に当たるではないか、こ

ういう考えもあるわけですね。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたし

ました。

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたしま

す。本日、戸塚進也君から議員辞職願が提出されま

した。

辞表を参事に朗読させます。

【参事朗読】

辞職願

今般一身上の都合により議員を辞職いたしたく

御許可相成るよう御願い申し上げます

昭和五十八年十一月十八日

参議院議員 戸塚 進也

参議院議長 木村 睦男殿

○議長(木村睦男君) 戸塚進也君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 大川 清幸君
桑名 義治君 馬場 富君
小西 博行君 伊藤 郁男君
太田 淳夫君 沖 外夫君
堀出 啓典君 中野 明君
原田 立君 飯田 忠雄君
大城 眞順君 鶴岡 洋君
田代富士男君 黒柳 明君
和田 教美君 柄谷 道一君
栗林 卓司君 福岡日出鷹君
宮田 輝君 三木 忠雄君
鈴木 一弘君 中西 珠子君
高桑 栄松君 田淵 哲也君
鳩山威一郎君 二宮 文造君
多田 省吾君 高木健太郎君
伏見 康治君 三治 重信君
安井 謙君 田中 正巳君
木本平八郎君 前島英三郎君
青木 茂君 秦 豊君
石井 一二君 浦田 勝君
岡野 裕君 海江田鶴造君

田沢 智治君 宮澤 弘君
杉山 令麿君 藤井 孝男君
小島 静馬君 森山 眞弓君
松浦 功君 成相 善十君
大木 浩君 沢田 一精君
佐々木 満君 後藤 正夫君
長谷川 信君 竹内 潔君
堀内 俊夫君 井上 吉夫君
山東 昭子君 戸塚 進也君
坂野 重信君 斎藤栄三郎君
上條 勝久君 中村 太郎君
遠藤 要君 徳永 正利君
熊谷太三郎君 源田 実君
加藤 武徳君 蔵内 修治君
岩動 道行君 西村 尚治君
嶋崎 均君 中山 太郎君
遠藤 政夫君 名尾 良孝君
岩上 二郎君 吉村 真事君
吉川 芳男君 柳川 博君
矢野俊比古君 柳川 覺治君
宮島 澁君 村上 正邦君
工藤万砂美君 倉田 寛之君
佐藤栄佐久君 志村 哲良君
杉元 恒雄君 江島 淳君
仲川 幸男君 福田 宏一君
内藤 健君 関口 恵造君
梶原 清君 下条進一郎君
岩崎 純三君 伊江 朝雄君
金丸 三郎君 亀長 友義君
北 修二君 高平 公友君
斎藤 十朗君 大島 友治君
古賀雷四郎君 大鷹 淑子君
安孫子藤吉君 林 道君
平井 卓志君 藤田 正明君
山内 一郎君 土屋 義彦君
長田 裕二君 初村滝一郎君
石本 茂君 鈴木 省吾君
世耕 政隆君 増田 盛君

森田 重郎君 野末 陳平君
水谷 力君 松岡満寿男君
星 長治君 田 英夫君
曾根田都夫君 竹山 裕君
出口 廣光君 林 健太郎君
藤野 賢二君 岡部 三郎君
大河原太一郎君 板垣 正君
井上 孝君 大坪健一郎君
龜山 篤君 林 寛子君
藤井 裕久君 降矢 敬義君
堀江 正夫君 増岡 康治君
最上 進君 坂元 親男君
中西 一郎君 原 文兵衛君
志村 愛子君 河本嘉久蔵君
小林 国司君 寺田 熊雄君
野田 哲君 安田 隆明君
梶木 又三君 上田 稔君
山崎 竜男君 小山 一平君
対馬 孝且君 稻村 稔夫君
梶原 敬義君 吉川 春子君
菅野 久光君 糸久八重子君
下田 京子君 佐藤 昭夫君
上野 雄文君 鈴木 和美君
近藤 忠孝君 内藤 三吾君
山田 譲君 高杉 勉忠君
松前 達郎君 大木 正吾君
神谷信之助君 安武 洋子君
村沢 牧君 青木 新次君
丸谷 金保君 目黒今朝次郎君
山中 郁子君 立木 洋君
片山 甚市君 福間 知之君
赤桐 操君 和田 静夫君
橋本 敦君 竹田 四郎君
安永 英雄君 小笠原貞子君
松本 英一君 八百板 正君
村田 秀三君 矢田部 理君
市川 正一君
大森 昭君

国務大臣

中村 哲君 瀬谷 英行君
小柳 勇君 上田耕一郎君
宮本 顯治君
内閣総理大臣 中曾根康弘君
外務大臣 安倍晋太郎君
大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 林 義郎君
自治大臣 山本 幸雄君
国務大臣 丹羽 兵助君
総理府総務長 齋藤 邦吉君
国務大臣 塩崎 潤君
官(行政管理局)長
官(経済企画庁)長

議長の報告事項

去る十月七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 安井 謙君 補欠 吉川 芳男君
法務委員 岡野 裕君 補欠 園田 清亮君
辞任 志村 哲良君 補欠 徳永 正利君
吉川 芳男君 補欠 安井 謙君

外務委員

辞任 小林 国司君 補欠 石井 一二君
大蔵委員 三木 忠雄君 補欠 鈴木 一弘君
運輸委員 石井 一二君 補欠 小林 国司君

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

通信委員

辞任

補欠

園田 清充君

岡野 裕君

鈴木 一弘君

三木 忠雄君

建設委員

辞任

補欠

徳永 正利君

志村 哲良君

予算委員

辞任

補欠

藤原 房雄君

塩出 啓典君

木本平八郎君

前島英三郎君

決算委員

辞任

補欠

前島英三郎君

木本平八郎君

議院運営委員

辞任

補欠

塩出 啓典君

藤原 房雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

多田 省吾君

塩出 啓典君

同日市川正一君外一名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

ロッキード事件に係る政治的・道義的責任究明に関する決議案

同日八百板正君外九名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

政治倫理確立に関する決議案

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを科学技術特別委員会に付託した。

地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案（塩出啓典君外二名発議）（参第一号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第五三三号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、警察、消防等の問題について調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月十七日

地方行政委員長 大河原太郎

参議院議長 木村 睦男殿

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十八年三宅島噴火による被害の実情調査

一、派遣委員

赤桐 操 鈴木 省吾

仲川 幸男 粕谷 照美

服部 信吾 内藤 功

田淵 哲也 野坂 昭如

一、派遣地 東京都三宅村

一、期間 十月十一日一日間

一、費用 概算一六、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十條の二により承認を求めます。

昭和五十八年十月十七日

災害対策特別委員長 赤桐 操

参議院議長 木村 睦男殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員下田京子君外一名提出輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に大塚茂君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に国島文彦君及び降矢敬雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君及び横哲夫君を任命することとに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に横田都君及び吉國一郎君を任命することとに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命することとに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

去る十月八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 内藤 功君 補欠 近藤 忠孝君

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に

大蔵委員

辭任

補欠

近藤 忠孝君

内藤 功君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

集團代表訴訟に関する法律案（飯田忠雄君外一名発議）（參第二号）

去る十月十一日議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

補欠

近藤 忠孝君

内藤 功君

大蔵委員

辭任

補欠

内藤 功君

近藤 忠孝君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

男女雇用平等法案（中西珠子君外一名発議）（參第三号）

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法案（第九十六回国会衆第三七号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会衆第三九号、衆議院議決案）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一号）

総務庁設置法案（閣法第二号）

總理府設置法の一部を改正する等の法律案（閣法第三号）

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（閣法第五号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案（藤田高敏君外四名提出）（衆第二号）

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月十一日

文教委員長 長谷川 信

参議院議長 木村 睦男殿

同日災害対策特別委員長から、十月七日提出し、同日議長承認を得た昭和五十八年三宅島噴火による被害の実情調査のための委員派遣は、台風来

襲のため今十一日の実施を取りやめる旨の文書が提出された。

同日議長は、ビルマの首都ラングーンで大韓民国の要人が爆弾テロ事件にあつたことに対して弔意を表するため、蔡汝植同国会議長宛、次の弔電を送付した。

ビルマの首都ラングーンにおける爆弾テロ事件で、多くの貴国の要人が犠牲になられたことは、誠に痛恨の極みであります。ここに参議院を代表し深甚なる哀悼の意を表します。

去る十月十二日議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辭任 中村 哲君 目黒今朝次郎君

補欠 山田 謙君 高杉 勉忠君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案（塩出啓典君外二名発議）

集團代表訴訟に関する法律案（飯田忠雄君外一名発議）

去る十月十三日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤茂君外十一名提出）（衆第三号）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（伊藤茂君外十一名提出）（衆第四号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

男女雇用平等法案（中西珠子君外一名発議）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機墜落事件の真相解明に関する質問主意書（秦豊君提出）

大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問主意書（秦豊君提出）

酒類販売免許制度等に関する質問主意書（秦豊君提出）

レーガン米大統領の訪日に関する質問主意書（秦豊君提出）

去る十月十四日議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任 松本 英一君 村沢 牧君

補欠 赤桐 操 鈴木 省吾

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十八年三宅島噴火による被害の実情調査

一、派遣委員 赤桐 操 鈴木 省吾

仲川 幸男 粕谷 照美

服部 信吾 内藤 功

田淵 哲也 野坂 昭如

一、期間 十月十七日一日間

一、費用 概算一六、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第一百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十八年十月十四日

災害対策特別委員長 赤桐 操

参議院議長 木村 睦男殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員下田京子君外一名提出輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問に対する答弁書

同日内閣を経由して郵政大臣から、郵便法第九十三條第四項の規定に基づく昭和五十七年度郵便事業の損益計算等に関する報告書を受領した。

去る十月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

大韓航空機墜落事件の真相解明に関する質問主意書(秦豊君提出)

大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問主意書(秦豊君提出)

酒類販売免許制度等に関する質問主意書(秦豊君提出)

レーガン米大統領の訪日に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る十月十七日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

自治大臣 金子 清君 (退職) 天・〇・五

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百回国会政府委員に任命することを承認した。

自治大臣官房審議官 田井 順之君

同日内閣総理大臣から議長宛、自治大臣官房審議官田井順之君(同日議長承認)を第百回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

当面の防衛問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

アラスカ原油の輸入問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る十月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

当面の防衛問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

アラスカ原油の輸入問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る十月二十日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

村沢 牧君 松本 英一君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖繩の野生動物保護に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る十月二十一日内閣から、参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件の真相解明に関する質問に

ついては、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月二十九日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月二十九日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出酒類販売免許制度等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月十二日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出酒類販売免許制度等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月十二日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出レーガン米大統領の訪日に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月二十九日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖繩の野生動物保護に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る十月二十五日内閣から、参議院議員秦豊君提出当面の防衛問題に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月二日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出アラスカ原油の輸入問題に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月二日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十月二十七日議長は七日逝去された元議員古池信三君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに法務委員長予算委員長の要職に就かれた国務大臣としての重任にあたられました元議員正三位勲一等古池信三君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうしく弔詞をささげます

去る十月二十八日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これは社会労働委員会に付託した。

林業労働法案(目黒今朝次郎君外五名発議)(参議院第四号)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(糸久八重子君外三名発議)(参議院第五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案(閣法第七号)

個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案(閣法第八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出レーガン米大統領の訪日に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩の野生動物保護に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月九日までで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十月三十一日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(目黒今朝次郎君外五名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(糸久八重子君外三名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(目黒今朝次郎君外五名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(糸久八重子君外三名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(目黒今朝次郎君外五名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(糸久八重子君外三名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(目黒今朝次郎君外五名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(糸久八重子君外三名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問主意書(案豊君提出)

去る一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員案豊君提出当面の防衛問題に関する質問に対する答弁書

参議院議員案豊君提出アラスカ原油の輸入問題に関する質問に対する答弁書

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局総務主幹 大森 政輔君
去る二日次の質問主意書を内閣に転送した。

韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問主意書(案豊君提出)

去る七日議員から次の質問主意書が提出された。
関西新空港に関する質問主意書(目黒今朝次郎君提出)

去る八日議員から次の質問主意書が提出された。
旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間の特例通算に関する質問主意書(二宮文造君提出)

水田利用再編第三期対策に関する質問主意書(下田京子君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩の野生動物保護に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員案豊君提出韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十一月十六日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は去る十月十六日逝去された元参議院議長長河野謙三君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はさきに参議院議長として憲政の発揚につとめられた特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられました從二位勲一等河野謙三君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうしく弔詞をささげます

去る九日次の質問主意書を内閣に転送した。
関西新空港に関する質問主意書(目黒今朝次郎君提出)

去る十一日内閣から予備審査のため次の議案が送附された。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
長雨等の被害によるもの品質低下に対する救済対策をはじめとするもの生産振興対策に関する質問主意書(下田京子君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員案豊君提出酒類販売免許制度等に関する質問に対する答弁書

同日議長は、ニール・コエーリョ・ブラジル連邦共和国上院議長長の逝去に対して弔意を表するたため、モアシル・ダラ第一副議長宛、次の弔電を

送附した。
ニール・コエーリョ・ブラジル連邦共和国上院議長閣下の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。参議院を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

去る十二日次の質問主意書を内閣に転送した。
旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間の特例通算に関する質問主意書(二宮文造君提出)

水田利用再編第三期対策に関する質問主意書(下田京子君提出)

長雨等の被害によるもの品質低下に対する救済対策をはじめとするもの生産振興対策に関する質問主意書(下田京子君提出)

去る十四日議員から次の質問主意書が提出された。
小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

国公立大学の共通第一次学力試験に関する質問主意書(小野明君提出)

アイヌ系住民の民族的権利の保障等に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

去る十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員会

内閣 功君 補欠
下田 京子君

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員案豊君提出韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問に対する答弁書

同日議長は、ニール・コエーリョ・ブラジル連邦共和国上院議長長の逝去に対して弔意を表するたため、モアシル・ダラ第一副議長宛、次の弔電を送附した。

一昨十六日衆議院から、同院は国会の会期を十一月二十八日まで十二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。
泰東丸の捜索と遺骨収集の促進に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

国公立大学の共通第一次学力試験に関する質問主意書(小野明君提出)

アイヌ系住民の民族的権利の保障等に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十八年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

昨十七日衆議院から次の議案が提出された。
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十八回国会閣法第二〇号、衆議院継続審査)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第九十八回国会閣法第二一号、衆議院継続審査)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する

北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問主意書

北海道および東北の一部では、収穫期の長雨等により、秋まき小麦に穂発芽等の被害が発生している。

とくに、北海道十勝支庁管内では、小麦の作付三万一千ヘクタールのうち約五割が被害を受け、六・七月の異常低温による豆類、飼料作物の冷害被害とあわせて畑作農家に深刻な打撃を与えている。また宮城県でも水田転作小麦に取り組む中で、検査数量の四割が規格外小麦という事態が生じている。

北海道畑作における輪作作物の柱として、また水田転作の重点作物としての小麦生産の発展を図るためにも、被災農家の救済に万全を期すことが求められている。政府の具体的かつ緊急な対応策について以下質問する。

一 政府は、北海道等における穂発芽被害状況について、実態をどう把握しているのか。また、技術指導等の面でどのように対応してきたのか。

二 政府は従来、災害等による品質の低下した麦について「等外上」の規格を設定し、昭和五十五年産五万一千トン、五十六年産八万四千トン、五十七年産五万二千トンと、政府買入れを実施してきた。

ところが、本年三月の検査規格改正で、普通麦の「等外上」の規格を廃止した結果、このままでは、低品質麦の政府買入れによる救済の途が一切閉ざされ、被災農家の打撃をより深刻化させることになる。

従つて、少なくとも従来の「等外上」の規格に

相当する小麦については、政府買入れの特別措置を講ずるべきと考えるがどうか。

三 政府は、本年度から開始される「国内麦流通円滑化特別対策交付金」の交付単価水準についてどのように考えているのか。

交付金総額を固定し、交付対象数量によつて交付単価が決められるならば、低品質麦の発生が大きい程、つまり被害が大きい程交付単価が引き下げられることになる。交付単価は、政府買入価格と規格外麦の販売価格との価格差を補てんすることを基本に決めるべきと考えるがどうか。

四 政府は、穂発芽小麦について、品質低下による減収分を共済対象とみなす「損害評価に関する特例措置」を講ずることとしているが、その実施にあたっては、農業災害補償法の目的である被災農家の損失を補てんして農業経営の安定を図るため、政府買入価格と規格外麦の販売価格との価格差を十分考慮し、特例措置適用の取量を算出する「修正率」を実態に即して定める等、被災農家救済に実効あるものとすべきと考えるがどうか。

五 六・七月の異常低温被害対策と合わせて、「天災融資法」の発動、自作農維持資金の災害資金の貸付限度額の特例設定、既貸付金の償還猶予等の貸付条件緩和措置等、被災農家に対する資金対策について、すみやかに実行すべきと考えらるがどうか。

右質問する。

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問に対する答弁書

一について

北海道等における小麦の穂発芽等の被害の実態については、現在、調査結果を取りまとめているところである。

また、麦類の技術指導については、昭和五十八年一月に、基本的な栽培技術、災害対策技術等についての指導を行ったほか、三月には、北日本で局地的大雨が予想されるという暖候期予報を踏まえて、湿害対策等に努めるよう指導を行ったところである。

二について

規格外麦については、昭和五十八年度から、新たに、その飼料等の用途への円滑な流通を促進する国内麦流通円滑化特別対策を実施し、農家所得の安定を図ることとしたところであり、政府買入れを行う考えはない。

三について

国内麦流通円滑化特別対策交付金の交付単価については、規格外麦の販売価格、発生数量等を勘案して適正な決定が行われるようにしていきたい。

四について

では、現在、農業共済団体において損害評価を進めている段階にあるが、損害評価に関する特例措置の取扱いについては、今般の被害の実情を勘案しながら適切に対処してまいりたい。

五について

本年の低温による農作物への影響等については、現在、その把握に努めているところである。

被災農家に対する資金対策については、今後、被害の実情を見極め、適切に対処してまいりたい。

輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年九月三十日

下田 京子 安武 洋子

参議院議長 木村 睦男殿

輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問主意書

我が国の肉用牛生産は、米、みかん、牛乳、鶏卵等、農畜産物の「過剰」が広がる中で、唯一とも言える増産対象部門であり、耕種農業や農山村地域の農家経営の安定にとつて大きな役割を持っている。

また、我が国の畜産業が、「加工畜産」といわれる飼料の海外依存体制の中にあつて、野草等の未利用資源の有効活用も含め、土地に結びついた畜産の発展という点からも、肉用牛生産の振興は、重要な意義を持つている。

ところが、昨年来、米国の牛肉輸入自由化の圧力が強まる中で、和子牛価格等の低落がつづき、飼料等生産資材価格の値上りもあつて繁殖牛経営の収益性が急速に悪化し、このままでは、肉用牛の資源上も重大な事態となりかねない。

よつて、肉用牛生産の土台である繁殖牛経営の危機を打開するとともに、牛肉供給体制の安定を図るため、政府の具体的な対策について、以下質問する。

一 肉用子牛価格の低落対策について

1 肉用子牛価格は、和子牛一頭当たり平均価格で、一九八二年二月に三十万円台を割つて以来、本年七月、二十一万九千円と、大幅な低落が長期にづついている。

この根本原因は、米国の執ような牛肉輸入自由化攻勢と、それに対する政府の姿勢のあいまいさが、肉用牛生産の将来不安を招き、農家の増産意欲を失わせている点にあると考へるが、政府はどのように分析しているのか。

2 政府は、肉用子牛価格安定制度による生産者補給金の交付によつて、繁殖牛経営が基本的に守られているとしているが、この肉用子牛価格安定制度に関連して尋ねたい。

(1) 政府の生産費調査(一九八二年度)で、和子牛一頭当たり第一次生産費が三十九万八千八百七円という中で、補給金交付の基準となる保証基準価格は、二十九万二千円(黒毛和種全国平均)であり、これではどうして生産費をつぐなう水準とはいえないと考へるがどうか。

(2) 一九八二年度の交付金の交付総額は百十七億円にも及んでおり、本年度も、このま

までは昨年度以上の交付額が見込まれ、交付準備金の不足という事態も生じかねない。例えば、福島県の場合、一九八二年度の交付額が約三億三千万円で、一九八三年度事業計画の交付予定額は、二億二千五百万円ではないか。この点政府はどう対応するのか。また、交付準備金の大幅な減少に対し、一九八四年度以降どのような方針で積み増しを行うのか。

3 政府は、子牛の需要拡大策として、肥育兼牛導入や繁殖経営の規模拡大のため農業近代化資金や農林漁業金融公庫資金等の積極的活用を推進し、新たに雌子牛購入飼養奨励金等の交付を実施するとしている。

しかし、今日の肉用牛経営は、全国農協中央会の畜産農家の負債状況調査(一九八一年一二月末現在)によると、畜産負債額が畜産販売額の一・五倍をこえる「Dランク層」の農家割合が、酪農二十七・七%、養豚二十六・六%に対して肉用牛が四十四・四%で、中でも繁殖牛経営は六十七・七%が「Dランク層」という、極めて深刻な事態にある。しかもその後の長びく価格低落で事態は一層悪化しており、このままでは規模拡大が進むという状況ではない。

政府は、一九八二年度、肉畜経営改善資金の貸付けで、負債対策を行つたが、これは貸付対象が、繁殖牛経営全体の三%程度にすぎない「十頭以上規模」の農家に限定され、極めて不十分な内容である。従つて、子牛価格の低落という新たな事態に即応して肉用牛経営の負債状況を調査し、特別の負債対策を講ずべきと考へるがどうか。

4 配合飼料価格について全国農業協同組合連合会は、十月中に値上げする意向を表明しているが、畜産農家への重大な影響を考慮し、極力値上げの抑制を図り、少なくとも配合飼料安定基金の補てん等で農家の負担とならぬよう措置すべきと考へるがどうか。

二 米国の輸入自由化攻勢について

1 米国側は、先日の日米交渉の際、牛肉について現行枠の六十%を毎年ふやすことを要求したと伝えられている。これは、「自由化時期の明示」要求と合わせて、事実上の自由化要求に等しいものであり、「一歩前進」などと断じて評価できるものではないと考へるがどうか。

そもそも、世界で最大の牛肉輸入国である米国が、自国の肉用牛生産保護のため、発動すればガット違反となる食肉輸入法による牛肉の輸入制限措置をそのままにして、日本に対しては自由化を要求してくるというのは、あまりにも身勝手なものである。この点、政府はどう考へるのか。

2 米国の市場開放要求に呼応するかの様に、財界からの農産物輸入自由化要求が一段と強まっている。経団連は、去る九月二十日の「食品工業政策提言」につづいて、同月二十七日、「自由貿易体制の維持、強化に関する見解と提言」で、「牛肉・オレンジなどの残存輸入制限品目を期間を定めて完全自由化をめざして努力せよ。」と政府に申し入れている。

こうした財界の要求は、なによりも自らが、自動車や電気などの工業製品の輸出攻勢で激化させてきた貿易摩擦を、大企業の利益

を守りながら回避するために、その犠牲を農業に押しつけようとするものであり、農業団体が「暴論である」と強く反発しているのは当然である。そこで、次の点について尋ねたい。

(1) 中曽根首相は、先の所信表明演説における基本政策の第一の柱の一つとして、「自由貿易体制の維持、拡大」をかかげているが、財界の「自由貿易体制の維持、強化」の要求と基本方向で一致するのか。もし、違うというなら、具体的にどう違うのか。

(2) 日米農産物交渉が重大な段階にある中で、「自由化しない。」というのが政府の方針ならば、社会的にも影響の大きい財界の「自由化提言」に対して、明確な反論をすべきと考へるがどうか。

(3) さらに、財界や一部の研究者から、牛肉自由化の見返り措置として、「不足払い制度」の提言がなされている。かつての大豆の例が示している様に、自由化を前提とした不足払い制度によつては、国内肉用牛生産の発展はあり得ないと考へるがどうか。

3 肉用牛生産が日本農業を支えている重大な柱であると同時に、消費者にとつても、牛肉の世界貿易量が極めて狭小かつ国際価格の乱高下も大きい中で、牛肉の供給体制の安定化を図る基本は、牛肉の自給率を向上させることである。

従つて、政府のいう「国内で不足する分を輸入する。」という輸入政策の原則を貫くとするならば、米国の来年四月以降の牛肉輸入枠交渉にあつては、まずなによりも、一九

八四年度以降の牛肉の需要と、国内生産計画を明確にすべきと考えるがどうか。

我が国肉用牛の積極的な増産をすすめる立場からは、これ以上の牛肉の輸入枠拡大はすべきでないと考えられるがどうか。

右質問する。

昭和五十八年十月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員下田京子君外一名提出輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員下田京子君外一名提出輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問に対する答弁書

一について

1 肉用子牛価格の低落については、最近の農産物貿易問題が生産者の心理に微妙な影響を与えていることによる面もあると考えられるが、基本的には、供給面で肉用子牛の生産が増加している中で、需要面では、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の肉用子牛価格の高騰時に導入した肥育兼肉用牛としての出荷時期を迎え、肥育経営の収益性が悪化し、肉用子牛の購買力が停滞しているという事情等によるものと考えている。

2 (1) 肉用子牛価格安定事業は、肉用子牛価格の異常な低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために実施しているものであつて、生産費を保証する趣旨のものではない。

(2) 肉用子牛価格安定事業において生産者補給金の交付準備金に不足を生じた場合には、社団法人肉用牛価格安定基金全国協会から所要の資金を無利子で貸し付けることとしていっているところである。

昭和五十九年度以降については、最近の肉用子牛価格の動向、交付準備金の状況等を考慮の上、適切に対処する考えである。

3 肉用子牛価格の低落に対しては、肉用子牛価格安定制度の適切な運用を図るとともに、子牛生産奨励金の交付等を行い、肉用牛経営の安定を図っている。また、昭和五十八年九月から、新たに、特例措置として雌子牛購入飼養奨励金等を交付することとしたところである。

4 配合飼料価格については、適正な価格形成が行われるよう関係業界を指導するとともに、配合飼料価格安定制度の適切な運用を通じて、畜産経営に与える影響の緩和に努める考えである。

二について

1 先般の日米協議における米側提案の内容は公表できないが、日米両国の考え方の間には大きな隔たりがある。

また、米国に対しては、これまで機会あるごとに、米国自身が食肉輸入法により自国の肉用牛生産を保護している事実を指摘するとともに、我が国が輸入自由化要求に応じ難い諸問題があることについて、説明を行つているところである。

2 (1) 農業と農村は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食料の安定供給を始め、

就業や居住の場の提供、国土・自然環境の保全など我が国経済社会の発展と国民生活の安定に重要な役割を果たしている。

自由貿易体制の維持拡大は我が国の基本政策の一つであるが、農産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。

農産物貿易問題については、このような立場から適切に対処していくことが必要であると考へている。

(2) 農産物貿易問題についての政府の見解は(1)において述べたとおりであるが、政府としては、政府広報等を通じて国民各層に対しては、我が国農業及び農産物貿易の実情等を説明し、その理解が得られるよう努めてきているところであり、今後ともこのような努力を続けていく考えである。

(3) 牛肉の輸入の自由化については、我が国の肉用牛の生産事情等からすれば応じ難い諸問題があると考えている。

3 牛肉については、昭和五十五年十一月七日に閣議決定された「農産物の需要と生産の長期見通し」において、将来の需給見通しが明らかにされている。

また、牛肉の輸入に関しては、国内生産で不足する部分について需給の動向に十分配慮した計画的な輸入を行っていくこととしている。

大韓航空機撃墜事件の真相解明に関する質問 主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月十三日

参議院議長 木村 睦男殿

秦 豊

大韓航空機撃墜事件の真相解明に関する質問 主意書

大韓航空機撃墜事件については、これだけの日時を経てもなおかつ、事件の真相と実態についての解明は遅れている。よつて、以下の点について政府側の見解を伺いたい。

一 ソ連機による過剰反応や軽率な撃墜が、全く弁解の余地もない非道なものであることは当然としても、事件そのものの主因ないし第一義的責任は、領空侵犯した大韓航空機側にあるとは考へないか。

二 真相解明の大きな鍵として必須のものは、米側資料であり、とりわけ重要なものとして、米空軍が保管しているものと思われる次の二つのレーダー基地の資料ではないのか。その一つは、各国民間機のフライト・プランを事前に連絡されているアリエーシャン列島中部、シミア米軍基地のDEWレーダーがとらえた大韓機の航跡データであり、今一つは、アラスカ西端、ケープ・ローマンゾフ基地の米空軍DEWレーダーによる大韓機関係データである。日本政府の照会に対して、去る九月二十二日、米政府からアンカレッジ・レーダーの件につ

いては、既にラフな回答が寄せられているが、肝心のシェミア・リーダー等には全く触れていない。この二つの基地のデータが明らかになれば、大韓機事件の真相解明は大きく前進するものと思われる。この二つの基地の關係資料を含め、改めて具体的な対米要請を行うべきではないか。

三 前記両基地のデータも大韓機關係に限局したものであり、基本的に米国の国防上の安全や機密に触れるものではない。ソ連側がさまざまなレベルでキャンペンしている「大韓機スパイ説」や「米国による謀略説」への具体的な反論として、この際前記データは肝要なものと考えられる。政府の早急な対応を期待したいがどうか。

四 運輸省の航空事故調査委員会は、この種のが国と関連の深い航空機事故の原因と真相の解明に当たるため、調査委員会を開くべきであると考え、政府の方針はどうか。

昭和五十八年十月二十八日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿
参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件の真相

真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

一について

ソ連による大韓航空機の墜落は、明白な国際法上の不法行為であり、政府は、かかる行為につきソ連の国家責任を追及しているものである。他方、大韓航空機の領空侵犯という行為の結果生じた損害に関する責任の問題は、大韓航空と乗客の遺族との間の民事上の問題と認識される。

二及び三について

政府は、この事件の発生以来、事件に関する情報の交換を含め、米国と緊密に連絡、協議をしつつ対処してきている。御指摘の米軍レーダーは、民間航空機の航跡を追うことを任務としておらず、国際線の旅客機の監視は行っていない。米側から説明を受けており、政府としては、改めて御指摘のデータの提供等を要請する考えはない。

四について

この事件については、現在、既に国際民間航空機関による調査が開始されており、政府とし

ては、同機関の調査の推移を見守る方針である。

大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月十三日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

大韓航空機墜落事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問主意書

大韓航空機事件によつて、わが国の電子情報能力への評価と認識が深まっている反面、問題点も浮き彫りにされている。よつて、次の点について質問する。

一 大韓機事件の第一報は、九月一日正午過ぎ稚内の陸上自衛隊傍受施設から防衛庁と内閣調査室にもたらされると同時に、同じ情報は三沢の米空軍情報部隊にも流されたのか。

二 九月二日、交信記録のテープ本体が稚内で米軍担当将校に手渡され、それがシェルスミット米国防長官の記者会見やレーガン米大統領演説の重要な基礎になったと考えられるがどうか。

三 今回のように自衛隊の得た情報を米国側が国際連合等の第三者機関で公開する場合の日米間の手続は、どのような経路とレベルで行われたのか。また、国内の手続きと了解は、どのように行われたのか。

四 今回の事件を政府が知った時点における外務省と防衛庁の協議は、いつどのようなレベルによつて行われたのか。

五 防衛庁の得た情報は、迅速且つスムーズに外務省に流されたのか。

六 実際には、首相官邸サイド即ち内閣官房長官による情報管理が一元的に行われたのではないのか。また、この種事件の際には、今後とも、内閣官房長官が情報管理の中樞を占めるのか。

七 事件発生後、防衛庁の官房長やソ連担当参事官は、適切且つ十分に対応できたのか。

八 今回の事件に当たっては、情報の回路は日本側からの全くの一方通行ではなかったのか。それとも米国側からも事件に関する何らかの情報の提供、または情報の交換はあったのか。

九 日本側がある程度情報を開示したことによつて、ソ連側はわが国の情報収集能力を含めきわめて多くの示唆を得たのではないのか。事件後ソ連側は当然新たな対応をとりつつあると思われるが、今回の情報の一部公表によつて、わ

が国の対ソ・エリント、対ソ・コミント収集体制は多くの改変を余儀なくされ、当面わが国の情報収集能力やその効果の低下は免れないのではないのか。

十 今回の事件の第一報は、どのようなルートで、いつ誰から内閣総理大臣にもたらされたのか。シビリアンの最高位たる内閣総理大臣への情報の伝達に遅滞はなかつたのか。

十一 事件の全経過を通じ、昭和五十一年九月六日のミグ25事件当時と比較して、危機管理・情報管理体制は、格段に整備され、有事即応のシステムに不安と不備のない状態と言ひ得るのか。

十二 第二臨調は、内閣総理大臣の補佐、助言機能の充実を答申しているが、今回の事件等を一つの契機として、首相官邸に防衛庁から派遣される何らかのしかるべき担当官を置くことは考えないのか。

十三 第二臨調の第三次答申は、更に「官邸に内閣官房機構等を収容するとともに、最新の情報通信施設をはじめとする施設・設備の充実に努め、その機能の近代化を図る。」とうたっているが、今回の事件等を踏まえてこの答申の現実化及び必要性についてはどう考えるか。

昭和五十八年十月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出大韓航空機撃墜事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機撃墜事件と政府の危機管理・情報管理体制に関する質問に対する答弁書

一、四、五、七及び十について

1 防衛庁においては、我が国上空に飛来する各種の電波を収集し、整理分析して我が国の防衛に必要な情報資料を作成しているが、個々具体的な情報が、どこで収集され、どのように処理されたか等については、事柄の性格上、答弁することを差し控えたい。

また、日米両国が、情報に関し具体的にどのような協力を行っているかについても、事柄の性格上、答弁することを差し控えたい。

2 防衛庁としては、しかるべき早い段階において、防衛庁長官が内閣総理大臣に報告を行い、また、関係の政府機関に対しても、遅滞なく連絡し、種々のレベルにおいて、随時、協議を行った。

なお、防衛庁内においては、防衛局の専管事項として適切な処理を行ったところである。

二について

1 今回の事件の異常性と重大性にかんがみ、真相究明のため交信記録のテープを米国に提供したが、具体的な提供方法等については、事柄の性格上、答弁することを差し控えたい。

2 シュルツ國務長官の記者会見及びレーガン大統領の演説がどのような情報に基づいてされたかについては、承知していない。

三について

国際連合緊急安全保障理事会における日米両国共同による交信記録の公表は、両国間において種々の協議を行い、我が国においては内閣総理大臣の決裁も経て行われたものである。

六について

政府は、今回の事件の異常性と重大性にかんがみ、内閣官房長官を中心として、慎重に対応策を検討してきた。このような対応は、この種の事件に際し、迅速かつ的確に対処していく上で適切なものであると考える。

我が国は、本件事件の発生以来、事件に関する

情報の交換を含め、米国と緊密に連絡、協議を行つてきている。

九及び十一について

我が国の情報能力等に係わる事柄については、その性格上、答弁することを差し控えたい。

なお、専守防衛を旨とする我が国の防衛にとつて、警戒監視、情報収集等の果たす役割は大きく、また、緊急事態に際し、自衛隊が適切かつ迅速に対応し得ることは極めて重要であるので、引き続き、これに必要な態勢の充実、強化に努めてまいりたい。

十二について

現在においても、防衛庁から適切な情報伝達が行われているので、担当官を置くことは考えていない。

十三について

総理大臣官邸の機能の近代化については、従来から設備の充実に努める等配慮してきているところである。

酒類販売免許制度等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月十三日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

酒類販売免許制度等に関する質問主意書

酒税法に基づく酒類販売免許制度は、職業選択の自由、営業の自由の観点から、憲法の精神に反するのではないかと疑念を禁じえない。ここでは、現行酒類販売免許制度が、社会的・経済的状況の変化により、酒税法上の使命を終え、存続の合理性を失つたばかりでなく、様々な弊害をもたらしているとの観点から、以下の質問をする。

一 酒類販売免許制度(以下「酒販制度」と言う)は、酒税確保の重要性に基づき設けられているというが、言うまでもなく酒税は、主に製造者がその製造場から移出した酒類につき納税するものであり、一般に酒類販売業者が納めるべきものでないことは論をまたない。

したがって、酒税収入確保のみの目的で、間接的に酒類販売業者に対し、酒税法上の免許要件、義務を課するのみならず、念書等をもつて規制、監督措置をとることは、著しく合理性に欠けると考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 ちなみに、酒類と同程度の高率な課税対象となつてゐるガソリン等の販売は、揮発油販売業

法による登録制となつており、揮発油自体の危険性から貯蔵・取扱については、消防法の規制を受けているわけだが、政府は、酒税法上の販売免許制度も揮発油販売業法上の登録制度も、各々個々に十分機能しており、見直しは不要であるとの見解を伺つてゐる。

しかし、行政の介入による営業の自由の制限を必要最小限にとどめ、常時これを批判検討すべきことは、臨調の意見を得つてもなく当然の政府の責務であると考ええる。一例としてあげた揮発油販売業法の登録制度との比較においても、酒税法による免許制度は、市場参入規制が必要以上に過度であり極めて均衡を欠くと考えるが、政府は見直しを行う責任はないと考えるのか。

三 酒販制度をより自由化する方向は、第一次臨調の答申で明確に勧告されていたが、その後、行政監視委員会においては、直ちに結論が得がたい事項に整理され、第二次臨調においては要検討事項にもあげられていない。第一次臨調の指摘のうち、政府ならびに行政監視委員会は、酒販免許制度見直しのため、どのような作業を行い、どのような結論を得たのか。

第二次臨調発足までに何らかの結論を得なかつたとすれば、既往答申等の未措置事項たる酒

販制度見直しは、第二次臨調の優先的許可等の整理合理化検討項目としてあげられるべきであつたと考えるが、政府の見解を伺いたい。

四 日本酒造組合中央会の昭和五十七年度第二回評議会の場で、国税庁酒税課は、第二次臨調答申の資料を配布し、答申を厳しい指摘であると受けとめ「今後この(答申の)中身を検討してゆく」と述べている。

当日配布した資料の内容を説明のうえ、その後の国税庁の検討結果を伺いたい。

五 法律上も問題点の多い酒販制度であるが、酒類の流通組織を固定的、閉鎖的なものとし、流通における価格競争を抑止している原因ともなっていることは、すでに中央酒類審議会等によつても指摘されているところである。経済原則を無視した固定的、閉鎖的な流通組織は、消費者を無視した業者間のリベート競争を生じさせ、「値引き、リベートは流通業者向けであるため、製造業者間のシェア争いの手段にとどまつており、実需の拡大に余り寄与していない。」(中央酒類審議会報告・昭和五十八年五月)という結果をまねいている。

したがって、酒販制度を撤廃し、自由競争を導入することが、流通組織を消費者のニーズに適合するよう活性化し、実需を拡大し、ひいて

は酒税確保の目的を十分に達することができると考えるが、政府の見解を伺いたい。

六 清酒製造業者については、特に経営姿勢の消極性、販売活動の前近代性、非合理性が指摘され、このような消極性、前近代性、非合理性は、酒販制度による流通組織の固定化を改善しない限り、清酒産業の衰退を促進するものと考ええる。その結果として酒税の確保はあやうくなり、現在でも「総体として酒税負担力は限界を越えている。」(日本酒造組合中央会要望書・昭和五十八年一月)という状況である。これに対して行政は、酒税負担の軽減などの対症的な支援ではなく、業界の自助努力を誘導する政策を推進すべき責任があると考える。政府としては、税負担力が限界を越えること証する清酒等製造業界に対し、どのような支援をしようというのか具体的に述べられたい。

七 本院においても酒販問題については、国政調査権を駆使し熱心に論議されているが、いわゆる「東駒問題」として指摘された問題に対して、政府は、「鋭意この問題に取り組んでおりまして、近いうちに何らかの結論と申しますか、行動と申しますか、そういうことを行いたい。」(昭和五十八年三月二十三日参議院大蔵委員会)と答弁しているが、政府はこの問題に対し、い

かなる結論を得、行動をしたのか。

八 政府は、「東駒」の製造の工程について調査したと述べているが、その調査の結果、「東駒」の製造工程は、政府の通達による指導の範囲を越えていたのか。また政府は、「東駒」の安売りの表示につき「経緯など鋭意調査中のごさいます。」と述べているが、調査結果どのような経緯が明らかになったのかを示したうえで、どのような違法性があつたのか明らかにされたい。

九 清酒等を製造出荷している東菱酒造は、酒税六億五千七百三十万円を滞納し、税務当局より昭和五十八年一月十九日以降数次にわたる差し押えを受けているが、この差し押えについて、(一)差し押え前後に一部納税し、また順次納税の意志を示したにもかかわらず、差し押えを強行。(二)六億五千七百三十万円余の滞納に対し三十九億円近い超過差し押えの疑い。(三)生産工程中の仕掛け品に該当する原酒及びる過移動中の原酒の差し押え。四社員給与にあてた現金預金の差し押えなど、公権力の濫用ではないかとする疑念も蔽えないのではないのか。政府の見解を伺いたい。

十 中央酒類審議会報告では、「必要以上の厳格な酒税法の執行は清酒産業の発展に悪影響を及ぼす。」と指摘している。政府は、東菱酒造と同

等程度の酒税滞納が今後他の業者において発生した場合、東菱酒造に対して行つたように、企業そのものを抹殺してしまう完膚なきまでの処置により徴税する方針に変わりはないのか。

十一 東菱酒造の差し押え物件は、昭和五十八年六月十五日公売され、末広酒造(福島県会津若松市)、山形屋(長野県中野市)、二北酒造(青森県百石町)、大谷醸造(福島県白河市)の四社が八億六千万円で共同買い受け人となつた。しかし、買い受け四社は日本酒造組合中央会より買受けを委託されたものであり、その資金も同会より提出したものと考えるが、それに相違ないか。また、公売価格八億六千万円に五億七千万円の酒税が含まれているものと考えるが、それに相違ないか。

十二 一般会計予算二億九千万円余、需要開発特別予算八億二千万円余という予算規模の日本酒造組合中央会は、どのような手続で八億六千万円にのぼる買受け資金を提出したのか。あるいは同会の信用保証により買受け四社が資金を調達したのか。また、四社が買い受けた物件はアルコールに蒸留されたが、それにしたがつて酒税法の規定による酒税の戻し入れが行われるはずである。その金額を明示したうえで、どのような手続をもつてどこへ戻し入れされたかを

明らかにされたい。

十三 政府は、以上のような日本酒造組合中央会の公売への介入につき、その手続き上何ら問題はないと考えるのか。

右質問する。

昭和五十八年十一月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出酒類販売免許制度等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出酒類販売免許制度等

に関する質問に対する答弁書

一及び二について

酒類には特に高率の酒税が課され、酒税収入は国家財政上重要な役割を果たしている。このような酒税の保全を図るため、酒類製造業に免許制度を採用するとともに、酒類製造者が納付すべき酒税が酒類の流通取引を通じて円滑に酒類製造者のもとに回収されることが必要であるところから、酒類販売業についても免許制度を採用しているものである。

更に、酒類販売業免許制度は、酒類が致酔飲料であるところから国民保健衛生や交通安全対策等の面においても少なからず寄与しているものと考える。

酒類販売業免許制度は、以上のような理由から設けられているものであり、酒類の特性、生産・流通の実情を考慮した場合、酒税の確保等を図る上で必要かつ合理的なものと考えられる。

また、酒類販売業免許制度と規制目的の異なる他の制度とを単純に比較することは適当でない。

また、酒類販売業免許制度の運用については、適正を期しており、その運用が合理性に欠けるとは考えていない。

三について

酒類販売業免許制度については、第一次の臨時行政調査会答申の指摘を受けて検討を行った結果、その運用の弾力化を図るための措置を講じてきた。

なお、第二次の臨時行政調査会(以下「第二次臨調」という。)と酒類販売業免許制度との関係については、第五次答申において、同制度について緩和の方向で見直していく必要がある旨提言しているところである。

四について

第二次臨調答申の提言内容に沿って具体的な措置を講ずべく検討しているが、いまだ結論

を得るに至っていない。

なお、当日の資料は、日本酒造組合中央会が配布したものであるが、第二次臨調の第五次答申の抜粋であると承知している。

五について

酒類販売業は、免許制度の下にあるが、新規参入によつて業者数は年々増加しており、かつ、自由価格制であるので、適正な競争により、消費者のニーズには十分対応していると考へている。

また、一及び二についておいて述べたとおり、酒類販売業免許制度は、酒税確保のため必要な制度であり、廃止する考へはない。

なお、御指摘の中央酒類審議会の報告の抜粋部分は、酒類製造業者の販売促進活動上の問題点を指摘したものである。

六について

清酒製造業界に対する具体的な支援は、次のとおりである。

- (一) 清酒用原料米について、関係省庁間で十分協議し、清酒製造業者が良質なものを低廉な価格で安定的に確保できるよう努力している。
- (二) 清酒製造業者の酒造資金の円滑な確保に資するため、日本酒造組合中央会に信用保証基金を設け、これに政府が補助金を交付してい

る。

(三) 清酒の需要拡大を図るため、酒類の消費動向調査等必要な調査・研究を実施し、その情報を酒類業界に提供している。

七について

御指摘の参議院大蔵委員会における政府答弁は、酒類の無免許販売の問題に関するものであるが、この問題については、現在、なお調査中である。

八について

製造工程についてのお尋ねは、米粉糖化液の使用割合の問題と考へるが、米粉糖化液を使用する場合は、一定の範囲を超えないよう一般的な指導を行つており、東菱酒造株式会社についても、このような観点から指導を行つてきた。

また、同社は、清酒販売に当たつて、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「酒類業における景品類の提供に関する事項の制限」(昭和五十五年公正取引委員会告示第六号)に定める景品類の提供の限度を超える景品類の提供の点で同法に違反する疑いがあつたため、昭和五十七年三月、同社に対し、今後同様の行為を行わないよう警告を行つた。その後、同社が再び同法に違反する疑いのある行為を行つていたため、昭和五十八年五月、再度警告を

行つた。

九について

東菱酒造株式会社社の財産及び同社から提供された担保物の差押えは適正に行われたが、具体的に、次のとおりである。

(一) 同社が誠実に納税義務を履行しないと判断されたので、租税債権確保のためやむなく差押えを行つた。

(二) 御指摘のような超過差押えの事実はない。

(三) 御指摘の原酒の差押えは、適正に行つた。

(四) 御指摘の現金、預金を差し押さえた事実はない。

十について

国税の徴収に当たつては、従来から国税徴収法その他関係諸法令に従ひ適正な徴収方法を講じているところである。

十一及び十二について

買受人が資金手当てを具体的にどのようにして行つたかについては、関知していない。

なお、公売酒類の落札価額には、酒税相当額が含まれている。

また、公売酒類は、蒸留酒製造者の製造場に移入され、当該移入酒類については、当該製造者に対する酒税法第三十条第一項、第三項及び第四項の規定の適用により、当該製造者の納税

申告書に記載された同法第三十条の二第一項第五号に掲げる酒税額の合計額から、公売酒類に課された酒税相当額が控除されている。

十三について

公売は、国税徴収法に定められた手続により適正に行つたもので、問題はないと考へる。

レーガン米大統領の訪日に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月十三日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

レーガン米大統領の訪日に関する質問主意書

書

来る十一月にレーガン米大統領の訪日を控え、日米両国政府による公的な準備が着々と進められているが、これに関連していくつかの点を質問する。

一 レーガン米大統領の訪日以前に結着をつけるべき両国間の懸案としては、どのようなものが考へられるか。

二 自動車対米輸出の自主規制延長問題は、含まれるのか。

三 自動車輸出の自主規制は、従来の合意内容を

そのまま自動延長するのか。それとも若干の修正があり得るのか。修正があり得るとすれば、どの個所のどのような点か。

四 仮に、百六十八万台の総台数をそのまま延長した場合、三菱自工や富士重工など新たに市場に参入したメーカーに対する割り当ては、どうするのか。

五 自主規制に関連した米国の対日約束、即ち米国内での総売上げが増えた場合には、自主規制はとりやめるのか。

六 米国内としては、自動車問題の他に輸入品に対する検査制度の改善を比較的重視しているのではないか。

七 対日輸出を阻む非関税障壁として批判されているいわゆる基準・認証制度に関する法改正について、政府は、これ以上の緩和は必要でないと考えるのか。また、先の法改正に伴う政省令の整備は、十分行われているのか。

輸入品に対する検査手続きの簡素化については、政治レベルでは既に合意に達していると聞か、輸入品の検査制度を改めるには安全基準や品質基準をめぐる国内法との関連があつて、レーガン米大統領の訪日までは到底間に合わないのではないか。それともある程度範囲を限定してもよめるのか。

定してもよめるのか。

八 農産物の自由化問題は、牛肉・オレンジ輸入の総枠の拡大が基調のようだが、新たな日米交渉の感度を踏まえ、レーガン米大統領訪日以前に何らかの具体的回答を用意するのか。それともすべてを明年以降に繰り延べる考えか。右質問する。

昭和五十八年十月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員衆議院議員提出レーガン米大統領の訪日に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆議院議員提出レーガン米大統領の訪日に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、レーガン米大統領の訪日を我が国外交の基軸である日米関係の一層の発展のための大きな節目として位置づけ、同大統領の訪日前に二国間のどの案件について結着を図るべきであるかといったことを特に念頭においているわけではない。

二から五までについては、レーガン米大統領自動車問題については、レーガン米大統領

の訪日前に何らかの形で解決する方向で努力しているが、具体的な方針については、いまだ決定しておらず、今後、内外の諸情勢を見極めつつ検討することとしている。

六について
米国内は、かねてから我が国の輸入検査制度等の改善について、日米両国間の会合等の場を通じて要望してきている。

我が国は、市場開放問題苦情処理推進本部の設置及びその機能強化等を図るとともに、認証手続における内外無差別の法制度的確保を図るための法律改正を行ったところ、ブロック米国内通商代表をはじめ米政府関係者は、この法律改正等の改善措置を高く評価する旨明らかにしている。

七について

基準・認証制度に関する今回の法律改正は、諸外国の要請を踏まえつつ、我が国として内外無差別の法制度的確保を図るために必要と認められるものについて行ったものであり、諸外国からも高い評価が寄せられている。改正法律は、関連政省令等とともに昭和五十八年八月一日に施行し、さらに、関係省庁において説明会、通達等を通じてその周知徹底に努めてきた。

また、輸入品に対する検査手続の簡素化については、昭和五十六年末以来一連の市場開放対策の一環として改善措置を講じてきたところである。今後とも、規格・基準作成過程における透明性の確保、規格・基準の国際化の推進等の改善措置の確実な実施、市場開放問題苦情処理推進本部の活動の強力な推進等を図っていく所存である。

なお、これらの諸措置は、迅速かつ周到な手順を踏んで実施されているものであり、レーガン米大統領の訪日と関連づけて講じているものではない。

八について
農産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。

日米農産物交渉については、日米両国の考え方の間に依然大きな隔たりがあるが、問題の早期解決に向けて今後とも適切に対処していく考えである。

当面の防衛問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

出する。

昭和五十八年十月十八日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

当面の防衛問題に関する質問主意書

大韓航空機撃墜事件と自衛隊の対応をはじめ、今後の日米間協議等当面の防衛問題について、質問する。

一 大韓機問題をめぐる九月十九日の衆議院予算

委員会での議論の中で、「事件に対応するため自衛隊は、DEFCON3の態勢をとつたのではないか。」との質疑に対し、防衛局長は、「その報告は上がってきておりません」と答弁している。大韓機事件の際、自衛隊がとつた態勢は、DEFCON3ではなく、「ラウンド・ハウス」つまり演習のための一種の非常呼集ではなかったのか。

二 大韓機事件にあつて、自衛隊の関係部隊は、具体的にどのような即応体制をとつたのか。

三 大韓機を撃墜した戦闘機については、ソ連側は、ズホーイ15、日本側はミグ23と公表しているが、防衛庁側の見解は、今も変わつてはいないのか。また、ミグ23とする根拠は何か。

四 本年九月三日付のル・モンド紙は、大韓機関係の論評の中で、サハリンには既にTU22M(バックファイア)が配備されていると述べているが、防衛庁としてはどう見ているのか。

五 延期されているハワイでの日米安全保障事務レベル協議は、いつ頃開かれるのか。

六 次回の前記事務レベル協議の重点は何か。また、シレーン防衛問題は、本協議の重要なテーマではないのか。

七 米国側は、シレーン防衛について、作戦運用を踏まえた実態的な展開をして来るとの観測もあるが、日本側としてはどう考えているのか。

八 米艦載機の夜間離着陸訓練(NLP)基地問題については、米国側が求めている「早期決着」は到底あり得ないのではないのか。

九 米国側は既に硫黄島基地の視察を終えたと聞か、諸島の感触はどうか。

十 防衛庁が考えている、①既存の関東地区の自衛隊基地提供、②関東内陸部、島部に新基地を建設、③浮体工法による海上構造物などの三案は、いずれも現実性が乏しいのではないのか。

十一 右の三案以外の新たな代替案があり得るのか。

十二 結局、政府としてはどのような対応をする方針なのか。

方針なのか。

十三 いずれにせよ、年内の日米間合意などは望めないのではないのか。右質問する。

昭和五十八年十一月一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出当面の防衛問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出当面の防衛問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

大韓航空機撃墜事件に関連して、演習を含め自衛隊が警戒態勢強化の措置をとつた事実はない。

なお、自衛隊は、大韓航空機捜索のため、艦艇及び航空機による災害派遣を実施するとともに、同派遣を効果的に実施するため一部の艦艇及び航空機を待機させる等の措置をとつた。

三について

撃墜機の機種を断定することはできないが、諸情報を総合してMIG-23の可能性があると判断している。

四について

サハリンにバックファイアが配備されているとは承知していない。五から七までについて

次回の日米安保事務レベル協議の開催時期については、現在、日米双方で調整中の段階であり、決定されていない。

同協議は、日米両政府の事務レベルの安全保障関係者が、日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について、自由かつ率直な意見の交換を行うものであり、特に議題が定まつていないというのではない。

八及び十から十三までについて

艦載機着陸訓練のための施設について、政府は、現在、関東地方及びその周辺地域を対象として、①既存の飛行場について、所要の着陸訓練が可能かどうかの調査、②陸上飛行場の新設について、適地の選定のための調査、③浮体滑走路について、技術的、経済的及び社会的な見地から実現性を検討するための資料の収集等を行い、鋭意検討しているところである。政府としては、現在のところ、具体的な結論は得ていないが、今後も引き続き所要の調査・検討を行い、早期に結論を得よう努力してまいりたい。

九について

米側は、硫黄島で海兵隊の訓練を行うこと、また、海上自衛隊及び航空自衛隊の施設整備が進んでいるということもあつて、艦載機訓練場の問題も含めて一般的に同島を視察したものであると承知している。

なお、米側関係者は、同島が遠距離にあるので検討の対象にし難いとの感触であると承知している。

アラスカ原油の輸入問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月十八日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

アラスカ原油の輸入問題に関する質問主意書

書
アラスカ原油をはじめ米国産石炭やLNGの対日輸出について、米国側の働きかけが一段と活発になつてはいるが、それに関連していくつかの点を質問する。

一 政府は、アラスカ原油の輸入問題について、基本的にはどう考えているのか。一つの選択と

して、条件さえ整えば輸入に踏み切つても良いとの方針か。

二 仮に、肯定的であるとすれば、どのような判断と理由に基づくのか。

三 現状では米国内の反対も根強いと聞くが、米国内における輸出管理法改正案の見通しや議会の一部、海員組合等の反対はやがて鎮静化し、対日輸出は実現するとの考えか。

四 アラスカ原油の対日輸出問題は、原油単独ではなく、米国産石炭やアラスカ産LNGの対日増量問題と密接にからみ合つてゐるのではないか。

五 米国産石炭(一般炭)の価格は、CIF(運賃・保険料込み)ベースで、トン当たり六十九ドル強であり、豪州炭よりかなり割高であるし、LNGは、インドネシア、カナダ等との長期契約もあつて、米国からの輸入の増量自体が困難ではないのか。

六 レーガン米大統領訪日の際、アラスカ原油の輸入問題について正式に要請された場合には、政府はどのような対応をする方針なのか。

昭和五十八年十一月一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出アラスカ原油の輸入問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出アラスカ原油の輸入問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

アラスカ原油については、米国内法により、米国内からの輸出が実質的に禁止されているが、解禁となつた場合の我が国への輸入については、基本的には民間企業の自主的判断に基づいて行われるものと考えている。

ただし、政府としても、我が国の原油供給源の多角化の観点から、アラスカ原油の輸入問題については、従来から関心を有しているところであり、米国内の動向を注視するとともに、昭和五十八年一月の中曽根内閣総理大臣訪米時に設置について合意された日米エネルギー作業部会において、米国内と意見交換を行つてゐるところである。

三について

米国内の動向については、米国議会を中心に様々な議論が行われてゐると聞いてゐるが、その先行きはいまだ不明確であり、政府としては、今後とも米国内の動向を注視してまいりたい。

四について

アラスカ原油の輸入問題については、日米エネルギー作業部会において、日米間のエネルギー貿易問題の一環として、米国産石炭及びアラスカ産LNGの対日輸出問題とともに、検討が行われてゐるところである。

五について

米国産石炭(一般炭)及びLNGの輸入については、基本的には、民間企業の自主的判断に基づいて行われるものであるが、その輸入量の増大については、最近の我が国の需給状況等を勘案すると、短期的には、困難ではないかと考える。

六について

米国からのアラスカ原油の輸入問題について要請された場合には、一及び二についておいて述べたところにより対応してまいりたい。

沖縄の野生動物保護に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月二十日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

沖縄の野生動物保護に関する質問主意書

ガラバゴス諸島が、チャールズ・ダーウィンの「種の起源」の島として世界的に有名なことは、つとに御承知の通りである。しかし、一方、沖縄が「東洋のガラバゴス」と呼ばれていることを知る人は、余りにも少ない。動物生態学を専門とされる聖母女学院短大教授伊藤正春先生が、九月二十九日付け朝日新聞夕刊紙上において、述べておられるところによれば、「琉球列島のもつ進化論上の価値は、すでに世界的に有名なガラバゴス諸島に、勝るとも劣らないものと考えられる。」とのことである。しかるに、現地沖縄の野生動物保護の実態は、極めて憂慮すべき状態であると言われている。よつて、以下の点について質問をする。

一 沖縄県において、特別天然記念物及び天然記念物に指定された動物には、どんなものが居るか、そして、現在どのような保護対策と保護に必要な財政措置が採られているか、伺いたい。

二 ガラバゴス諸島では、ガラバゴス方式といわれる全域国立公園指定による保護がなされているとのことであるが、沖縄には、この方式の適用は可能か。もし可能でないとすれば、その隘路は何か。また、全域適用が不可能とすれば、部分的に、一島あるいは一地域を限って適用することはどうか。

三 沖縄には、広範囲に米軍基地と自衛隊基地が存在するが、その存在と進化論の宝庫の防衛とは、どのように調和させられるか、承りたい。

四 政府は、沖縄を含む琉球列島が「進化論の宝庫」としての価値を持つことを認識されているか。もし認識されているとすれば、その価値を守るための保護対策と資金援助の必要性について、どのように考えているか承りたい。

五 「東洋のガラバゴス」の価値を国際的に公認させるために、何か具体策を検討される考えはあるか。また、国際的な研究所を誘致して、貴重な野生動物を保護すると同時に、学問研究の振興と文化の交流に資する考えはないか。

六 最後に、現に国立公園に指定されている西表島でさえ、何らの観光規制もなく、野放しに近い環境破壊を生じているといわれる点については、まことに憂慮に堪えないところである。これに対して、政府は、早急に善後策を立てるべきであると考えが、この点、どのように対処される考えか、見解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十八年十一月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の野生動物保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の野生動物保護に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 沖縄の野生動物のうち特別天然記念物に指定されているものはアホウドリ、ノグチゲラ、カンムリワシ及びイリオモテヤマネコがあり、天然記念物に指定されているものとしては、ケラマジカおよびその生息地、ヤンバルクイナ、ダイトウオオコウモリ、リュウキウヤマガメ等がある。

(2) これらについては、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、文化財保護法、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律等により、捕獲、譲渡等を規制しているほか、その分布、生息等について各種の調査を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、その保護を図っているところである。

二、三及び四について

(1) 沖縄の野生動物には、価値の高いものも少なくないと認識しており、必要に応じて保護措置を講じてきたところであり、今後ともこの方向で対処してまいりたい。

(2) 野生動物の保護のための規制を行うに当たっては、沖縄県において百万人を超える県民による社会経済活動が行われているとともに、防衛施設も存在している事情を十分に考慮していく必要があると考えている。

(3) このような考え方に立つて、沖縄県においては、自然公園法に基づく西表国立公園、沖縄戦跡国立公園、沖縄海岸国立公園の指定に加え、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護区の設定、文化財保護法に基づく野生動物及びその生息地の天然記念物の指定等の諸制度の積極的活用を図ってきたところであり、また、防衛施設とも調整を図って、保護ができるよう努めてきたところである。

五について

(1) 沖縄の野生動物に関する国際的な評価は、関係研究者等による学術研究の成果が内外の関係学界に広く紹介されること等を通じて定まっていくものと考えている。今後、研究者からの調査研究の要望に応じて研究援助に努めてまいりたい。

(2) 国際的な研究所の誘致等の施策については、学術的な調査研究等の成果に基づく学界の意向など関連する状況を考慮しつつ慎重に検討すべきものと考えている。

六について

西表島における国立公園の区域は、住民の居住地及びその周辺を除く浦内川、仲間川等の河川沿いに広がる亜熱帯林を中心に設定されており、この区域内の自然環境については、観光開発を含む各種の開発行為を規制するなど適切な保護を図っているところであり、今後とも適切に対処してまいる所存である。

韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年十月三十一日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問主意書

韓国の尹誠敏国防相は、去る十月二十七日の韓国国会において、「日米韓軍事協力を段階的に推進し、今後は日米合同軍事訓練への韓国軍の参加を検討する。」と初めて公式に述べているが、その発言等に関して政府の所見を伺いたい。

一 尹国防相は、現行の日米安保条約と米韓相互

防衛条約の二元的構造を基礎にして、日米韓三

国間の軍事協力を段階的に推進すると発言しているが、政府は、今後そのような可能性があり得ると考えるか。

二 日韓両国間には、将来にわたつていかなるレベル、いかなる分野における軍事的協力もあり得ないと政府は考えているのか。

三 共同訓練は、広範な意味での軍事協力に該当するのか。

また今後、日韓両国間の特定の部門を限定した共同訓練はあり得るのか。

四 韓国が、日米共同訓練への参加を要請し、米

国がそれに賛意を表した場合に、日本政府としては、どのような態度をとるのか。

五 昭和五十五年三月八日の衆議院予算委員会において、当時の細田防衛庁長官は、多国間にまたがる合同訓練に関する野党議員の質疑に対し、「紛争当事国や分裂国家とは十分慎重でなければいけないし、消極的に考えるべきである。……韓国との一般的な共同訓練につきましても、具体的な問題にもなっておりませんし、ただいま私どもはする考えはございません。」と答弁している。

右の細田防衛庁長官の答弁は現在も生きているのか。

六 政府は、韓国がどのように要請し、米政府

がどれ程働きかけようとも、今後とも、前記細田防衛庁長官答弁の基本線を貫く考えか。

七 昭和五十四年七月、当時の山下防衛庁長官が、現職としては初めてソウルを訪問し、韓国側と一連の協議を行つて、日韓国防当局者の相互訪問や定期協議等について、合意したとも伝えられているが、政府は、今後韓国側から要請があつた場合、防衛庁長官、国防相レベルの定期協議に応ずる考えはあるのか。また、不定期協議はどうか。

八 親善訪問を名目とした韓国海軍練習艦隊の日本寄港は認めるのか。また、わが国の練習艦隊の訪韓は、あり得るのか。

九 既に昭和五十六年九月韓国陸軍士官学校生徒五名が、防衛大学校での短期研修を行つているが、今後韓国側が防衛大学校への継続的な留学を希望した場合は、どうするのか。

十 日本人学生が韓国軍関係学校への留学はあり得るのか。

右質問する。

昭和五十八年十一月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出韓国国防相の日米共同訓練参加発言等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

軍事協力あるいは軍事的協力として具体的にいかなることが想定されているかは定かでないが、いずれにせよ、日米安全保障条約及び日韓相互防衛条約に基づき日米韓三国間又は日韓間で軍事的意味での協力を推進することは、考えられない。

三から六までについて

自衛隊が外国の軍隊と共同訓練を行うか否かは、当該国と共同訓練を行うことが自衛隊の任務遂行に必要かどうか、政策的に妥当かどうか等の観点から慎重に検討すべき問題であると考へており、御指摘の細田元防衛庁長官の答弁は、この趣旨を述べたものである。いずれにせよ、韓国との共同訓練については、現在のところ考へていない。

また、軍事協力としていかなることが想定されているかは定かでない、共同訓練についても

昭和五十八年十一月十八日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

一三〇

種々の態様が考えられるので、共同訓練を行うことが軍事協力に該当するかどうかは一概にはいえない。

七について

現在、そのような協議を行う計画はない。

八について

政府としては、韓国を含め、諸外国と我が国との間の練習艦隊の相互訪問は、友好親善及び相互理解を目的とするものと理解しており、かかる観点を踏まえ、具体的事例に即して検討することとしている。

九について

韓国が防衛大学校への留学を希望した場合において、相当と認められるときには、防衛大学校の任務遂行に支障を生じない限度において、受託教育を実施することができると考える。

十について

現在、自衛隊員たる学生の韓国軍関係学校への留学の計画はない。

関西新空港に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和五十八年十一月七日

目黒今朝次郎

参議院議長 木村 睦男殿

関西新空港に関する質問主意書

関西新空港建設問題は、今日までの諸事情の経緯を検討してみると、関西財界の要望そのものであり、常識的には甚だ疑問の多いプロジェクトと考える。そこで、以下の点について政府の所見を伺いたい。

一 昭和五十六年六月二日付「朝日新聞(大阪版)」に掲載された三笠正人教授(大阪市立大)の泉州沖埋立て案に対する批判について、政府の反論があれば具体的に示されたい。

二 今年度予算に計上された調査費及び着工準備調査費四十億円の具体的な使途内容について、その項目別内容金額、更に、未消化分がある場合、今後予定される項目、内容、金額について、明らかにされたい。

三 今年度調査された数箇所の土採り予定候補地の地名地番、土採りのための搬入路、また土採りに関しての調査項目、内容金額を明らかにされたい。

四 伊丹空港の存廃を決せずに、新空港の採算ベースについてどう予測をたてるのか。特に、大蔵省は、最近までこの採算ベースに否定的見

解をもっていたようだが、現在は逆に肯定しているのか。関係者の採算ベース見直しに対する統一した見解を伺いたい。

五 過去の調査段階での漁業補償の内容、金額、補償先について年度別に示されたい。

六 現時点で将来の漁業補償について具体的な見通し、考え方など、漁連(漁協)別に示されたい。

七 公害問題について関係住民(自治体)の過去の問題提起に対し、現時点で具体的にどう考えるのか、問題項目別にその対応を伺いたい。

八 昭和五十九年度概算要求の関西国際空港資金計画百六十八億円について、項目別の使途目的、金額を明示されたい。

九 運輸省航空局の「関西国際空港の事業主体構想(案)」における事業規模、資金計画について具体的な根拠を示されたい。特に、(1)空港用地造成工事費五千億円の工事明細項目、内容、金額 (2)公団債の引受予定先と引受額 (3)第三セクターにおける無償資金で、具体的にどの自治体にくらだすのかなどについて、その見直しと計画を明らかにされたい。

十 関西新空港の具体的な開港時期、採算ベース、漁業補償等についての地元関係住民との課題、伊丹空港存廃問題の未決着など、見通しのない状態の中で、運輸省航空局の示した「関西

国際空港の事業主体構想(案)」における公団と第三セクターによる空港の建設及び運営は、具体的に何を根拠に論じられているのか。

十一 前記十にあげた問題点について、大蔵省は、今後の予算決定に際し、考慮すべきと考えられるのか。

右質問する。

昭和五十八年十一月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員目黒今朝次郎君提出関西新空港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出関西新空港に関する質問に対する答弁書

一について

関西国際空港の建設工法は、航空審議会における審議及び昭和五十五年までの調査結果を基に運輸省が計画したものであり、その後、昭和五十六年度及び昭和五十七年度において空港予定地における綿密な土質調査、各種地盤改良施工実験等を実施し、海底地盤の性状や地盤改良工法の有効性を確認しており、十分実施可能な工法であると考えている。

二について

昭和五十八年度の関西国際空港関係の空港整備事業調査費の使途は、自然条件調査及び環境条件等基礎調査のためのものであり、その金額は、八億円である。また、関西国際空港着工準備調査費の使途は、計画調査及び設計等調査のためのものであり、その金額は、三十二億円である。なお、これらの調査費のうち一部発注準備中のものを含め、すべての調査項目について既に着手している。

三について

昭和五十八年度の土砂採取に関する調査は、関西国際空港建設用の土砂採取地の選定のために必要な基礎資料を得るためのものであり、こ

の調査により得られる諸データを基に関係機関とも調整の上、土砂採取候補地が決定されるものと考えている。

この調査は、大阪府南部から和歌山県北部にかけて広がる丘陵地を調査対象地域として地質調査、環境現況調査等を行うものである。なお、金額については、現在契約準備中のものがあり、公表は差し控えたい。

四について

関西国際空港の収支採算性については、現在、関係省庁間において検討中である。

五について

過去の調査段階での漁業補償の内容、金額及び補償契約先は、次のとおりである。

年 度	内 容	金 額	契 約 先
昭和五十一年度	海上観測塔設置に関する補償	三千三百万円	大阪府漁業協同組合連合会長
昭和五十二年度	海上観測塔設置に関する補償	九百万円	兵庫県漁業協同組合連合会長
昭和五十三年度	ボーリング調査実施に関する補償	二千九百五十万円	大阪府漁業協同組合連合会長、兵庫県漁業協同組合連合会長
昭和五十四年度	海上観測塔設置に関する補償	一億六千五百万円	大阪府漁業協同組合連合会長、兵庫県漁業協同組合連合会長
昭和五十五年度	ボーリング調査実施に関する補償	二億三千五百万円	大阪府漁業協同組合連合会長、兵庫県漁業協同組合連合会長
昭和五十六年度	ボーリング調査実施に関する補償	三億五千万円	大阪府漁業協同組合連合会長、兵庫県漁業協同組合連合会長
昭和五十七年度	ボーリング調査実施に関する補償	三億五千万円	大阪府漁業協同組合連合会長、兵庫県漁業協同組合連合会長

六について

将来の漁業補償の考え方等については、検討中である。

七について

公害問題については、今後とも十分関係者の意見を聴き、慎重に対処してまいりたい。

八について

概算要求に係る項目別の金額等については、関係省庁間において協議・調整すべきものであり、具体的な金額等を示すことは差し控えたい。

九について

運輸省航空局の「関西国際空港事業主体の事業規模、資金計画等の構想(案)概要」における事業規模及び資金計画は、具体的な公団債の引受先、第三セクターに出資する具体的な地方公共団体の範囲等を前提として作成したものである。

十について

関西国際空港の事業主体等については、関係省庁間において、現在、検討中である。

十一について

大蔵省としては、関西国際空港の建設に関する諸問題について関係省庁と協議し、十分検討を行う考えである。

〔参照〕

十一月十五日及び十一月十六日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

十一月十五日 午後三時 本会議
十一月十六日 午後三時 本会議

昭和五十八年十一月十八日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五三 四二(大代)

定価
一〇部
円部